

令和２年度第７回御船町議会定例会（９月会議） 議事日程（第３号）

令和２年９月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

5番 田上 英司 君

7番 森田 優二 君

第2 報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第3 報告第12号 専決処分の報告について

第4 報告第13号 専決処分の報告について

第5 認定第 1号 令和元年度御船町一般会計歳入歳出決算について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 13番 井本 昭光 君

14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

12番 清水 聖 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	鶴 野 修 一 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉 川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

本日は9月15日、9月も半ばとなり朝夕は少しは涼しくなったかと感じているところがあります。冒頭に、先般大型地震災害復興対策に加えて、新型コロナ対策等々される中、台風10号、大型台風がまいて、住民の安心・安全を守るために鋭意泊まり込み、避難所開設等に御尽力された職員の方々に敬意を表したいと思います。執行部も私たちも、常に視線は住民であります。だからこそ、住民の方々の不信感とか疑問とか不安等を払拭するために努力する姿勢が必要になってくるということでもあります。

ちなみに、行政への批判をすることは簡単なことです。誰もよく考えもせずに批判をします。行政も鋭意努力されていることは承知をしております。加えて、その理想を追求するのが私ども政治屋ではなく政治家の仕事であると思っております。言うまでもなく住民の方々の代弁者にならなければいかんと思っておるところです。

行政の施策は、日向の氷であってはならないとよく言われます。日向の氷、これはすぐ

に解けてしまうからです。いわゆる自己満足、パフォーマンスであってはないということでありまして、行政は真摯に軸足をどこに置くかということではないかと思っております。

本日は、まず1点目、児童・生徒の安全確保の活動、2点目に、建設業者に対する行政指導の徹底について、町長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。

個別の質問については、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田上英司議員の1、児童・生徒の安全確保活動について、お答えいたします。

現在、児童・生徒の安全確保に係る活動として、交通指導員や民生委員による月に数回の登校見守り、PTAの青少年健全育成の取り組みとしての子ども110番の家の設置、地域ボランティアによる登下校見守りが行われております。今年の7月と8月にはスクールガードリーダーによる登校時の見守り活動等を行いました。これは、コロナウイルス感染症拡大防止のため学校が長期間休校となり、本来であれば夏休みだった期間に子どもたちが学校に通うことになったことを受けて、本年度に限り実施したものであります。期間中に事故やけがもなく、また不審者情報が寄せられることもなく、安堵しております。

今後、学校運営協議会など学校と地域の方が一緒に話し合う場において、子どもたちが安全に登校できる組織や活動の仕組みづくりについて、具体的な方法を考えてまいります。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） それでは個別質問に入ります。質問では、児童のことを小学生、生徒とは中学生のことを対象として質問をさせていただきます。

まず1点目、御船町の本年8月末までの全児童数・生徒数はどのくらいでありますか。

○学校教育課長（西本和美君） 令和2年8月末現在の小学校児童数973人、中学校生徒数410人です。

○5番（田上英司君） 少子高齢化が特に熊本県は全国でも進んでいるとよく言われるんですが、本町でも少子化が進行しているのでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） ただ今、小学校児童数973人、中学校生徒数410人と申しましたが、20年前2000年、平成12年には小学校児童数が1,114人、中学校生徒数が654人でしたので、この20年前との比較でも小学校児童数141人、中学校生徒数が244人減少しております。本町でも少子化が進んでおります。

○5番（田上英司君） よく言われることですが、子どもは町の宝、まさに将来を背負う、町を背負っていく存在である。ですから周囲の大人が大切に見守って育てていかなければいかんということですが。まず、前提にこのことを認識・共有しながら、次の質問をさせていただきます。

先ほど町長の御答弁にもありましたように、御船町独自の新型コロナ対策第2弾で、7月末から8月いっぱいまでの見守り活動をなされましたが、その結果と成果について、さらに感想等がございましたら、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） 今年7月と8月の一定期間スクールガードリーダーによる見守り活動を行いました。これは国の事業や臨時交付金を活用して実施したものです。新型コロナ感染拡大防止のため学校が長期間休校となり、本来であれば夏休みだった期間に子どもたちが学校に通うことになったことを受けて、本年度、その期間に限り実施したものです。スクールガードリーダーは各学校区に1日1人延べ14人配置しました。期間中、ボランティアの方々も含め、校区のあちこちで見守り活動が行われました。市町村ごとに夏休みの期間がバラバラであり、車を運転する方から見れば子どもの姿を見る場所とそうでない場所が混在する状態となりましたが、期間中に登下校時の交通事故やけが、また不審者情報が寄せられることがなかったことは大きな成果だと感じております。

○5番（田上英司君） 1カ月余りのこの取り組みで、大変だったなあ、もうやめようか、と思われたのか、それとも今御答弁いただきましたが、これはこの取り組みをしたけれども、さらに継続しなければいかんとお感じになったか、当然後者と思うんですが。新型コロナ対策、この第2弾の事業として行われたということで、この事業を推進されたきっかけについてお尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） 先ほど申しましたように、新型ウイルス感染拡大防止のため、学校が長期間休校となり、本来であれば夏休みだった期間に子どもたちが学校に通うことになったことを受けて実施したのですが、ほかに国の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業及び新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用できたこともきっかけとなりました。

○5番（田上英司君） ありがとうございます。この事業は、なぜ1つの校区に見守りされる方が1名、さらには登校時だけだったのか、お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、交通指導員や民生委員を中心に老人会や婦人会の方々

と一緒に見守り活動をされている地域があり、地域ボランティアによる登下校の見守りがある地域もあります。地域によって毎日登下校の見守りがある地域とそうでない地域があり、今回は毎日の登下校の見守りが実施されていない地域においても見守りをさせていただけるよう、最低限でのお願いをしました。校区に1人というのは、校区のどこかでお一人は見守りをさせていただくというものであり、校区によっては1人の方が計17日見守りをされたところもあれば、4人で4日、あるいは5日ずつ見守りをされたところもあります。

また、下校時の見守りにつきましては、各学年の下校時間がバラバラであり、見守りの時間帯の割り当てや時間の調整が難しく、下校の見守りまで今回お願いができませんでした。

○5番（田上英司君） 続いて、その見守りをされた方々に対する報酬等があったのか。そしてまた、見守りされる方々、これは町内の住民の方々なんだろうが、はっきりとした服装など、ベスト、帽子、目立つような、一般人と違う、すぐわかるという姿、スタイルだったのか、この2点お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君） 今回のスクールガードリーダーの報酬は1日当たり2,000円でした。今回は短期間であり、新たに装備品等はお渡ししておりませんが、スクールガードリーダーの中には交通指導員や民生委員の方もおられ、制服や帽子、横断旗などをお持ちの方はそれを御利用いただきました。

○5番（田上英司君） 以上で事業に対する質問は終わりますが、現在、先ほど町長の御答弁がありましたように、見守り、登校時等に交通安全指導を兼ねて活動されている住民をよく見かけます。それは、人数、場所、日時等の、この方々の活動に何か決まりがあって、ずっとなさっておるのか。わかればお知らせください。

○教育長（本田恵典君） お答えをいたします。

さまざまな方がこの見守りあるいは交通安全の指導に携わっておられまして、特に、見かけられた方の中には交通安全指導員、交通指導員の方がいらっしゃると思いますけれども、この方々につきましては、児童・生徒の登校時、それから交通安全運動のときなどに街頭指導をさせていただいております。活動の日時や場所は決まっております。また、町の職員も交通安全運動に合わせて主要な交差点等で街頭指導を行っている、そういった現状でございます。

○5番（田上英司君） 今、教育長からお言葉をいただきましたが、職員の方々もこれに従事

されているというお話でした。私も、青少年健全育成会の一員として活動をして、小学校周辺で見守り活動をやった経験上、ああ、まだ回数が少ないなと感じているところであります。

子どもを対象とした犯罪は、年ごとに凶悪化、多様化していると感じております。また知ったかぶりしますが、内閣府調査では、小中学生の63名がスマホのオンラインでゲームをしていると。先日もよその県では小学校の4年生の女の子が誘拐の被害に遭っております。これは親御さんの御指導の問題もあろうかと思うんですが、県内でも昨年初めて小学生、女の子が2人、昨年2019年、2人です、SNSを利用した犯罪に遭われている。初めてです、去年2名、小学生は。子ども対象の犯罪というのは御案内のとおり身代金目的、性犯罪目的の誘拐、それから児童買春、児童ポルノ、県育成条例違反などがあると思うんですが、子どもに対する犯罪は、これはほとんど計画性はないんです。誘拐等の問題は別としてですよ。チャンスがあれば実行するという傾向が非常に強いただけ恐ろしいものがあるということであります。

皆さんのお手元にも資料としてお渡ししておるんですが、御船町の過去3年間の児童・生徒への声掛け事案など、警察から情報開示をしていただきまして、過去3年間で12件の数字で、びっくりしておるところであります。12件のうち10件が小学生対象です。警察の生活安全課で「これは氷山の一角です」と言われましたが、この数字というか、ある程度の内容についてお聞きになったことはありますか。

○学校教育課長（西本和美君） はい、承知しております。学校からの連絡で受けたものもありますし、警察から御連絡をいただいたものもあります。

○5番（田上英司君） 幸いにも過去3年間の人的被害、事件等への発展はありませんでしたが、児童・生徒から、今御答弁いただきましたが、保護者、学校、教育委員会、行政、警察等との情報を共有するシステムは構築されておりますか。

○学校教育課長（西本和美君） 保護者から情報を得た学校は、教育委員会に連絡するとともに、警察にも届け出をするように保護者に助言をしております。また、学校はほかの学校と情報を共有するために安全メール等で町内全体の学校で共有するようにしております。学校、保護者で共有しております。

また、報告を受けました教育委員会は、町の総務課地域防災係と情報を共有しております。保護者が警察に報告された後に学校に報告されるような場合には、警察からも学校教

育課にお知らせがあります。

なお、学校教育課が通学路安全点検を実施する際には、警察署から交通指導係と生活安全係の係員が参加され、情報を共有しております。

○5番（田上英司君） 情報を共有するということは、非常に大切なことではないかと思うんですが、今御答弁いただいたような完全なシステムがなければ、犯罪に対する警戒活動というものはできないですね。行き当たりばったりどこでも勝手にという警戒活動はできないです。重点思考をしながら警戒活動をやっていくということです。加えて、子どもたちに定期的なアンケートを、さっき氷山の一角という言葉を使いましたが、報告しない子どももおるかもしれませんし、アンケート調査というのも現状を把握するために1つの有効な手段になりはせんかなと思っておるところであります。

次に、これも新聞記事の資料をお手元にお渡ししておりますが、子ども見守りボランティアが宇土市に発足しました。警察の指導を受けて新聞では約30名、将来的には約60名ぐらいという体制を作りたいと書いてありましたが、当然、この報道は御存じでございますですね。

○学校教育課長（西本和美君） 承知しております。

○5番（田上英司君） この報道はボランティアなんです。でも、宇土市が登録書を発行して、活動に対する保険代も市が払うということで、目立つ帽子、さっき姿のことを言いましたが、ベストや帽子や、そういうのをきちんと着装されて活動されるということで、高く評価されているんじゃないかと感じております。

加えて、かつて熊本市でも似たような活動をされております。国の緊急雇用対策事業として、セーフティパトロール隊を、これは専門の警備会社、訓練を受けた警備員の方々そして警察とタイアップして、警察の指導を受けて学校周辺を巡回されておりました。もう10年ぐらい前になるかと思うんですが、これは御存じでございますか。

○学校教育課長（西本和美君） 10年ほど前に実施されていた学校があるということは承知しております。

○5番（田上英司君） いずれにしても、行政が積極的に介入して、しかも活動される方は警察の指導を受けることによって自信と熱意を持たれるよう、まさに行政に裏打ちされた組織づくりであったかと思うんです。

御船町は県内唯一の行政による、仮称として子ども見守り隊を発足させる考えはござい

ませんか。発足させれば、さっき言いました行政に裏打ちされた組織ということで、他の市町村の模範になるんじゃないかなと感じるのですが、いかがでございますか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、学校と地域がともに手を携え、子どもたちの健全育成や見守りをするために、コミュニティスクールや地域学校協働活動を推進しています。今後はこうした活動を通して子どもたちの見守りを組織的に展開してまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） ありがたい答弁でございまして、最初から100点満点の組織づくりは不可能であります。特に地域に合った、特に御船町は中山間地、幅広く広大な面積、宇土郡よりも広いという面積を持っている御船町でございますので、本町独自のアイデアを出して取り組んでいただければ幸いかと思うんであります。

また、子どもに対する犯罪を発生させない環境づくりに行政が知恵とお金を出すということを積極的にお考えはございませんか。お尋ねします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

町のPTA、青少年健全育成の取り組みとして、今年度子ども110番の家のプレートを改めて作成し、子ども110番の家をお願いをする予定としております。

○学校教育課長（西本和美君） 学校区や地域ごとにさまざまな見守り活動が実施されています。現在実施されている見守り活動は継続しつつ、一緒に見守りをしてくださる方を増やしたいと考えています。

○5番（田上英司君） 子どもたちを守るために行政がお金を出すということに反対する住民はまずいないと思うんです。知恵とお金を出す考えはございませんかとお尋ねしたのは、知恵はお互いが、関係者がいろいろ考えれば済む。行政は活動報酬等を含めて予算措置を思い切ってやるということをすれば、子どもを犯罪から守ることができる、私は単純に考えておりますが、できないことはないと思っておるところです。

もしも行政が前向きに検討しないということであれば、住民からの行政への不信感が広がって、町政への支持率も低下することも当然目に見えると思うのですが、町長のお考えはいかがでございますでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 各学校で実施している学校運営協議会の中で、地域の方に地域とともに学校をよくするために防犯や交通安全への協力もお願いしています。各学校単位で児童・生徒のために活動される地域組織の立ち上げをお願いすると同時に、町の関係各課と協力し、防犯や交通安全への取り組みの際に必要な帽子や横断旗などを準備したり、

活動に必要な知識を学ぶ場を設定していく予定です。

○町長（藤木正幸君） 町長にということでありましたので、一言付け加えさせていただきたいと思います。

本町には3つの防犯パトロール隊があります。1つが水越地区防犯パトロール隊と木倉地区防犯パトロール隊と、町の職員で結成している御船町防犯パトロール隊であります。それぞれの地域やPTAなどと連携して防犯活動を行っております。町職員で結成している防犯パトロール隊では、毎日児童の下校時に合わせてパトロールを行っているところだと思います。こういった地域の活動を広げていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） わかりました。次の質問に移ります。会社や個人の方々が設置された場合を除いた、いわゆる御船町内の学校周辺とか公園とか商店街、公の防犯カメラが設置されていると思うんですが、どのくらい設置されているか把握されておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防犯カメラの件ということで、まず、防犯カメラにつきましては、屋内、屋外ということであるかと思いますが、屋外で把握している分につきましては、町内において28カ所に防犯カメラが設置されております。台数としては1カ所に2台、3台とか複数台ありますので、箇所としては屋外である防犯カメラにつきましては28カ所ということで把握をしております。

○5番（田上英司君） 予期せぬ犯罪が起こる今日この頃、監視社会、防犯カメラというところと監視社会どうのこうのという声上がるんですが、そういう批判にとらわれず、この防犯カメラというのは、最も強い、最強で必要な防犯対策の1つであろうかと認識をしているところであります。

次に、先ほども御答弁で出ましたが、御船町の子ども110番の家は現状どのくらい設置されておりますか、お尋ねします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

今年度調査しましたところ、108件となっております。

○5番（田上英司君） 子ども110番の家の方々は、非常に認識が高いと思われます。そういう方々と定期的に情報交換をして、さらなる見守りの認識を高めていただきたい。

よって、こういう110番の家の方々と情報交換をするツールができ上がっているのか、お尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

子ども110番の家のお願いであったり更新のときに警察からの事案の情報であったり、また110番の家の方からの御意見をお伺いする場を持つことを想定しております。

○5番（田上英司君） 先ほどありましたように、110番の家のプレートを増やしたり、そういった前向きの活動をされるということでもありますので、頑張ってくださいと思います。

次に、ほかの市町村にない、先ほどお話が、町にも3つのパトロール隊があるという御答弁もいただきましたが、それもそれ、町独自のパトロール隊だろうと思うのですが、まだ全域には行き渡ってないんですね。行政一体となった継続性のある見守り活動組織の立ち上げを真剣に、かつ前向きに御検討されるお気持ちはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） 継続性のある子ども見守り活動の組織の立ち上げについて前向きに検討してまいります。

○5番（田上英司君） その御答弁で非常に明るく気持ちがなったところであります。子どもを守り育てる御船町というキャッチフレーズに持っていきたいと、子どもを守り育てる御船町というキャッチフレーズを使っていきたいと強く願っているところであります。

この安全確保のお尋ねの最後に、子どもの安全確保の関連としてお尋ねしたいのですが、先般、8月20日付けの熊日新聞、小中学校のエアコンの設置状況というのが載っていましたが、「あらっ」と私の理解不足かなと思うんですが、県内45市町村のうち、40市町村ではすべて、ほかの4市町も95から99%ということです。待てよ、40足す4は44だな、1つ足りないんじゃないかなということで、何遍も読み返しましたがわからないですね。後1つはどこかなと。このエアコンの設置というのは、御案内のとおり2年前、2018年、国が3分の1負担する臨時交付金によって設置する整備が進んできているというお話ですけども、この1つ足らんなあ、新聞記事をどれだけ読んでもわからんのですが、これを確認するためにお尋ねなんですが、御船町はもうすべて完了しておりますか。

○学校教育課長（西本和美君） 御船町は昨年度全教室にエアコンの設置は完了しております。

○5番（田上英司君） これでやっと疑問が解消されました。わかりました。

次に、現状認識と私の要望のために、建設業者に対する行政指導の徹底について、質問をさせてもらいたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 2、建設業者に対する行政指導の徹底について、お答えをいたします。

町発注の公共工事の施工に当たりましては、建設業法やその他関連する法令に基づき適正に実施をしているところであります。工事または製造、その他について請負契約を締結した場合においては、監督員を任命し、請負者側の現場代理人に対し指示や協議、現場での立ち会いや検査等を行っております。公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないとされております。また、併せて受注者としての責務も規定されております。

今後、公共工事の施工につきましては、適切な指導・監督を行い発注者としての責務を果たしてまいりたいと思います。

その他個別質問に対しては、担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） こういう質問をなぜするのかとお思いでしょうが、後ほど御説明したいと思います。

昨日の藤川議員の御質問、それから先般も中城議員、森田議員からの類似の工事関係の質問もありました。工事される業者は、従業員に対しては、今町長の御答弁にもございましたが、工事に関する関係法令をはじめとして、いろいろ法律は労働基準法から労働安全衛生法と、そういった関係法令に基づいて、従業員に対しては安全の確保をするようにという指導をすることが義務付けられておるんですが、私がここで問題視したいのは、地域住民への工事期間、時間、場所、どういった工事をするか、内容等の工事の事前広報は、行政がすべきなのか、業者がすべきなのか、どちらが行うのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 土木工事の共通仕様書の中で、請負業者は工事の施工に当たり地域住民との間に紛争が生じないように努めると記載されております。工事期間、時間、場所、内容などについて、請負業者が現場を管理する上で施工に先立ち、工事看板や事前広報への対応が求められます。

また、工事の規模にもよりますが、地域への影響が大きい工事については、町から事前に区長への説明を行い、対応を行っているところです。

御質問の工事の事前広報については、受発注者間双方での対応が求められ、地域住民への配慮が必要であると考えております。

○5番（田上英司君） 工事の規模、内容によって違うと理解するんですが、工事の事前広報の方法とか手段、どのような形でされるんでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（野口壮一君） 受注者は、まずは工事現場またその周辺の一般通行人等に対して、工事着手前に工事表示板を設置し、事前周知を行います。また迂回路等が必要な場合は、必要な箇所へ迂回路看板の設置を行って、通行車両の協力をお願いしているところであります。

また、工事現場に隣接する周辺民家への乗り入れなどに影響を来す場合には、個別に訪問をし説明を行い、工事への協力をいただいているというところになっております。

○5番（田上英司君） 今、課長の答弁で質問したいポイントの答弁があったんですが、特に、夜間、深夜の工事の工法について、行政からの指導はなさいますか。お尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道、下水道工事等で夜間工事を行いますので、夜間工事は舗装工事による通行止め等の交通規制や水道工事の断水により施工現場周辺に影響を及ぼすことにより、夜間作業が必要な場合に行われます。まず、町と道路管理者、交通管理者が協議を行い、管理者より夜間工事の指示があります。これを受けまして、町は請負業者へ夜間工事等事前広報の指示を行っているところです。請負業者は予告工事表示板の設置、チラシの配布、口頭により事前広報を行っているところです。

○5番（田上英司君） 今までの御答弁を聞いておりますと、ああ、それをぴしゃっと守れば何も問題は起きないなと感じておるんですが、仮に工事の期間、工事の進捗によって違うのでしょうか、工事の進捗、工期の問題が発生した場合、業者が自分の考えで工事を進めるということは、今までに見受けられましたか。お尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

請負業者は工事の進捗により変更や問題、苦情が生じた場合は、直ちに監督職員へ報告し、その対策に関して協議することが原則となっておりますので、請負業者自身の考えで進めるということはありません。

○5番（田上英司君） それでは、行政は工事の進捗状況を把握して指導されるということになると思うんですが、私が聞きたいのは、事前広報の期間を過ぎて、進捗状況ができなかった。だから、過ぎて工事を業者がするということは、当然もう住民には知らせないわけですね。これは継続性があるから改めて住民にはお知らせせずに、せんでもいいんだということになるのでしょうか。お尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

工事の進捗につきましては、監督職員が現場の状況を常に把握し、確認しているところです。工事内容において、当初より工期等の変更を行った場合は、工事を安全かつ円滑に進める上で、周辺住民の皆さんへの広報は必要であります。また請負業者施工管理にあたり、町からの指示により工事表示板の内容等を修正し、改めて広報を行っているところです。

○5番（田上英司君） 行政は立場上指導しているんだという答弁で、一応は安心しましたが、要は行政の指導を守らない業者がおられるということで問題が発生するわけです。何で田上がこんな質問をするかとお思いでしょうが、先般7月28日の夜、私の家の入り口に、国道の甲佐に行く道路が走っているのですが、豊秋のバス停の真ん前の道路。そこでトラブルが発生して、住民が我が家に向け込んで起こされまして、何事かということで、もう現場はすったもんだです。大々的に夜間工事が、ガッチャンガッチャンやって始まっているんです。どういうことかというて、私も寝起きでちんぷんかんぷんでわからんと。現場の責任者30代の、請負側が言ってはならないことを言ったんですね、「我々は町から頼まれて今工事をしよっとぞ」と住民にかみついたものだから、住民が「何」ということで、今度は町に矛先を向けた。「町は何で勝手にそぎゃんことをするか」ということを、私が近所ですぐ近くにおるもんだから、私の家に入ってきました、なだめまして、まあすったもんだで直りましたが、その夜は私が仲裁に入りまして、業者の方が自主的に、「今夜は撤去します」ということで撤去されました。「撤去せい」と言うたわけではないですよ。「もう、撤去します」と。

そして、翌朝、近隣を工事を、いつ何時まで、夜中朝6時まで工事を始めますということで、ずっと告知して回られました。それで事なきを得たんです。そこで、本当、どういう考えをもって工事をするかと。要するに、町の責任に転嫁するわけです。だからどこにこれは問題があったかと、私も考えました。これはどこに問題があったかとお考えでしょうか。お尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） 確かに、7月28日の工事におきましては、周辺の住民の皆さんに大変御迷惑をおかけしたというところで、本来でしたら十分に周辺住民の皆さんへの周知というのは行わなければなりませんでしたが、十分に行き届いていなかったというところに問題があったかと思われますので、今後は、業者にも十分指導をいたしまして、この周知というものについて周辺の住民の皆様に行き届くように、広報の周知徹底を指導し

ていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） 今私が質問させてもらいましたように、私は私なりに、どこに問題があったかと分析したんですが、業者はあくまでも個人情報ですから営業者といいますけれども、向こうもはっきりどこの何という業者ですと言われましたから、業者は業者で会社の中で職員に対する指導がなってないんです。本社からもすぐに夜中に走ってこられました。現場の責任者ですよ、トラブルの発生源は。だから、業者が勝手に行政に責任転嫁をさせたことによってトラブルが発生したということなんです。住民は業者が独断専行しよるという認識をするわけです。ですから、事なきを得て、町住民同士です。今後は絶対トラブルがないように御指導をいただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休 憩

午前11時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして質問いたします。

令和2年7月豪雨では熊本県南部地域において、これまでにない豪雨災害をもたらしました。また、今までの災害だけでなくコロナ禍における問題点をどうとらえ、どのような対策を講じ、地域防災計画においてどのように見直しをするのか。以下のことについて質問します。

詳細につきましては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の、御船町地域防災計画及び水防計画について、お答えをいたします。

御船町地域防災計画については、今年の6月に改正を行っています。主な改正点としては、国の防災基本計画及び熊本県の地域防災計画の改正を反映したものとなっています。

す。また、新たに新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症に対する体制整備や避難所の開設、運営マニュアルを策定しています。その他指定避難所の追加や避難所外避難者の規定を追加しました。また、水防計画につきましても、同じく今年の6月に改正を行っています。今回は水防警報の発表基準の変更及び重要水防箇所の変更を行っています。また、水防関係施設や資材の追加も行っています。

地域防災計画及び水防計画の改正につきましては、御船町防災会議において策定されています。今後も、防災体制を強化し、あらゆる災害に対し万全を期していきたいと考えています。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○7番（森田優二君） まず、災害に強いまちづくりについてということで、7月の熊本豪雨災害では線状降水帯が人吉・球磨地方に長時間居座り多量の雨を降らせたのが原因で、数百年に一度と言われるような豪雨災害が起きました。御船町におきましても、御船川がある限りあり得る豪雨災害ととらえ質問をします。

まず、御船川の河川改修は時間雨量どれぐらいで設計をしていますか。

○建設課長（野口壮一君） 御船川の管理者であります国に、国土交通省に確認をしたところ、時間雨量については近年の降り方がさまざまだということで、一概に公表ができないということ言われています。

設計が30年の確率で整備されていて、御船地点において1秒間に970トンを下流に流すことができるように整備をしているということでした。

○7番（森田優二君） 近年は多いから時間雨量が言えないというのも、私はおかしいと思います。それでは、人吉ではハザードマップによる洪水浸水想定区域が違っていたという報道があります。御船町は防災マップ、この基準はいつになりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町が発行しております防災マップによる御船川の洪水浸水区域についてですが、これは12時間総雨量595ミリの雨量が降雨した場合に浸水する区域を記載しております。これは、平成29年5月30日の国土交通省の九州整備局熊本河川国道事務所の指定を、今回使っているというところになります。

○7番（森田優二君） 最新版ということで皆さんもそれを見れば、大体自分のところはどれぐらいの浸水になるかというのをわかると思います。

次ですけど、以前も避難所について質問しておりますが、滝尾・御船地区の左岸側及び今城・小坂地区の右岸側、これについての避難所の整備ですけれども、これはどうなっていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船地区の左岸側につきましては、町民憩の家を、去年から指定避難所ということで指定しております。ただ、滝尾地区の左岸側それと今言われました今城・小坂地区の右岸側については、今のところ指定避難所がない状況であります。

○7番（森田優二君） 左岸側の、特に憩の家は、水害には不適ということが一応なっております。そのあたりはどういうふうにお考えですか。

○総務課長（藤野浩之君） 今議員御指摘のとおりであります。町民憩の家につきましても浸水想定区域という中に入っているということで、洪水のときはなかなか使用できない部分があるかと思います。ただ、指定避難所につきましては、今現在、町の施設を中心に指定をしているというところになります。できれば多くの避難所があったほうが住民の安心につながると思います。しかし、各地域に満遍なく避難所を設置できる状況には現在ないということであります。

ではどうやってすべての方の命を守るかということになりますが、まずは各個人の自助や各地域での共助に頼らざるを得ない部分もあるのかなと思っております。

また、各地域で地区防災計画等を作成していただきまして、各地区の集会所あたりを避難所として指定していただければ、それも立派な避難所となり得るのかなと考えております。

○7番（森田優二君） それでは、避難所の備蓄品の整備について伺います。

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄品につきましては、避難所ごとということについては整備はしてありませんが、各地域の主要な避難所については、コンテナ倉庫を配備しながら備蓄はできる限り行っているというところです。

○7番（森田優二君） 避難所ごとに整備をしなくてもいいのかと思うんですけれども。それから、集会所を避難所として使用するという話もありました。それについては、備蓄品はどのように計画されておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

各避難所、集会所等に小さなコンテナを置くということで、整備するというのが理想

ではありますが、各地域での現在各集会所においては、できていない現状にあるということです。

○7番（森田優二君） 備蓄倉庫ですけれども、こちらには水とアルファ米、これの数量はどれぐらい今保管してありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄倉庫につきましては10カ所ほど各校区に、主要なところに設置はしているところであります。その中にはまず水ですけれども、これは500ミリのペットボトルを96本、それと2リットルのペットボトルを8本ということで備蓄をしております。また、アルファ米につきましては、今回の各10カ所に設置している備蓄倉庫には備蓄は行っておりません。

○7番（森田優二君） 備蓄品の整備計画です、これでは年間500ミリのペットボトルが5,000本、2リットルのペットボトルが800本、アルファ米が2,000食準備するようになっておりますが、これは毎年準備ができておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

備蓄につきましては、地域防災計画の中で数あたりは規定をしているところであります。現在、令和元年度におきましては、500ミリのペットボトルですけれども2,000本を準備しております。令和2年度、今年につきましては500ミリで1,200本ということで備蓄しております。ただ、これはいろいろな災害時等で使用しておりますので、その都度計画的に備蓄を進めているというところになります。

○7番（森田優二君） 実は、平成28年の地震のとき、このときは備蓄品がゼロの状態でした。その前の計画では、大体あるはずのものが全然備蓄がなかったということがありますので、やはり出し入れはあると思います。けれども、年間の計画をある程度立てながらきちんと備蓄をしてもらいたいと思います。

次に、以前もこれは質問しましたが、牛ヶ瀬地区の内水問題について、どのような検討がされているのかを伺います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今現在、雨水対策検討業務で役場周辺や牛ヶ瀬地区の現地調査、雨水調査等を今実施しております。この調査をもとに、対策を検討しているところです。

○7番（森田優二君） 牛ヶ瀬地区は、今年も仮設のポンプを作動させ、内水を排水した状態でした。今年は去年の倍、6台を稼働させても水位が上昇したということで、消防のポン

プ4台も追加して作業に当たったと聞いております。具体的には、やはり地元の方の話を聞くと大変困っておられます。具体的にはどのような検討が今行われているかをお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

牛ヶ瀬地区の具体的な検討につきましては、今年の梅雨時期の豪雨による冠水時に現地調査を実施しております。降雨量や冠水状況から分析を行っている状況です。対策としては、分析結果に基づいて可搬式のポンプの設置などを検討しているところです。

○7番（森田優二君） わかりました。それでは、次にまいります。コロナ禍における避難所について、町民への説明は十分かを伺います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在コロナ禍での避難ということで、台風10号についても避難所を開設したところがあります。その避難につきましては、各種会合や広報、回覧などで周知は行っていますが、町民それぞれの受け止め方もあり、説明が十分であるかどうかはまだわかりませんが、町としてはしっかり周知を図っているところであります。

その中で、9月6日台風10号の避難について検証してみますと、町民の皆さんに御自宅や御親戚などへの分散避難への御協力もありまして、開設した避難所の数は適当であったかなと考えています。また避難所での間隔の空け方や大声での会話等がなかったことなどを考えますと、ある程度コロナ禍での避難について町民の皆様に御理解をいただけたのかなということで感じております。

○7番（森田優二君） 台風10号のときに私もスポーツセンターの避難所に行きました。コロナ禍に対する設営等はいくらか改善するところはあるにしても、よくできていたと安心をしたところです。今回の台風は今までにない強い勢力の台風だということもあり、上野地区では古い小学校の体育館でなく、校舎がなぜ避難所に使えないかという話もあったそうです。今回は、どのように台風10号のときに避難所を設定されたか。また、今回のように勢力の強い台風の避難所は今後検討する必要があると思うんですよ。そのあたりはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回開設しました避難所としましては、小学校の体育館を開設を行ったところです。そこにつきましてはコロナ禍での中での広いスペースが必要だったということで、体育館を開設しました。また校舎をということではありますが、避難がもし長

期化した場合には小学校の校舎を利用した場合、小学校の運営にも影響が出るということも考えましたので、今回は体育館を開設いたしました。今回台風10号の経験をしましたので、今後の事前対策や避難所運営については、この経験を生かしていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） それでは、2番の危機管理体制についてということで、コロナ禍に対する危機管理体制の整備について伺います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

コロナ禍に対する危機管理体制ということになりますが、これは防災計画の中に保健衛生計画を策定しております。その中に健康づくり支援課を中心に感染症対策やまん延防止対策を行う体制をとっております。また、新型コロナウイルスに対応した避難所の運営マニュアルも併せて策定しておりますので、それに基づいて今運用を行っているというところになります。

○7番（森田優二君） 個別になりますけれども、学校給食センターで陽性者が発生したときは学校給食はどういうふうに計画されておりますか。

○学校教育課長（西本和美君） まず、全職員を自宅待機として、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数、範囲で給食センターを臨時休業とします。感染の状況により日数は変わりますが、各学校においては、家庭から弁当を持参していただくこととなります。3日以上となる場合は、学校給食会やミルクセンター等と連携し、簡易給食を提供することなどを予定しています。

○7番（森田優二君） そのほかについてもお尋ねをしたんですけれども、危機管理体制は十分にできていたと思っております。

次です。議会関係者に陽性者が発生したときの危機管理体制について、執行部の危機管理体制をお伺いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議会関係者に感染者が出た場合ということで、そこについては議会で行動計画なり対応マニュアルが策定されているものと思います。町としましても、感染者が出た場合にはガイドラインの策定をしております。新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインというのを設けておりますので、これに従って感染者が出た場合、庁舎をどうするのかとか業務をどうするのかということについては定めておりますので、現在それに基づいて対応を

行っているというところになります。

また、議会でもそういったガイドライン等があるかと思いますが、そこは連携しながら今後対応していく必要があるかと思います。

○7番（森田優二君） 議会では、今回議会における危機管理体制の1つとして、ICTを活用したオンライン会議やテレワーク等の議会運営が可能になったことから、議員各位の充実と効率化を考えタブレット購入の予算を要求することになりました。本来はやはり執行部と交えた議会体制で取り組むことが必要と思われますが、今回は議会だけの予算要望になりました。今後、執行部はどう取り組まれるかをお聞きます。

○総務課長（藤野浩之君） 国も新しい生活様式の確立ということで、これを推奨しているところであります。本町も取り入れるべきだと考えております。特にICTを活用したリモート会議は、これから主流になってくるのかなと思っております。対外的なリモート会議につきましては、現在防災対策室で利用できる環境にあり、実際活用しているところあります。しかしながら、内部のリモート会議については、まだ環境が整っていませんので、まだ現在行われていない状況ということで、今後の整備が必要かと思っています。

○7番（森田優二君） 実は、もう広報委員会では3回オンライン会議をしております。自宅等にいてできる会議で密になることもなく、会話も普通にでき、問題なくスムーズな会議ができました。8月に御船在住の高校生にコロナの陽性者が発生したときは、日曜日に緊急会議が招集されたと聞いております。もしも、このときタブレットによるリモート会議の準備ができていれば、在宅でリモート会議ができたはずです。ICT化は今後必要不可欠になると思います。今回、館内の環境整備と併せて執行部もタブレット購入を前向きに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

これは町長をお願いします。

○町長（藤木正幸君） 私たちも、庁内協議で行いながら前向きに考えてまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） 前向きに検討ということですので、そちらも、やはり足並みを揃えていかないとなかなかいけないと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、消防団体制についてですけれども、団員も年々減少していますが、消防団の活性化についてどのような対策を講じていますか。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団員に関することですが、消防団員に関しましても、

本町の地域防災計画の中に火災予防計画という中で消防団に関することを記載しております。御質問の中の消防団の体制の活性化ということになりますが、これについては、特段記載等はしてはおりません。ただ、町民の防火意識の高揚と今後は消防力の充実・強化については記載をしておりますので、今後とも消防団の活性化については対策を講じていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 実は、消防団も3分団、ここは団員がゼロになっております。そこで、団員減少による分団及び班の見直しについて、どのような対策を講じていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

分団や班の見直しにつきましては、これは慎重に検討する必要があるかと思います。団員が少なくなっている分団や班を統合してしまうということであれば、少ない人数で広い範囲を管轄しなければならないという問題もありますので、そこは慎重に考えていく必要があるかと思っています。

○7番（森田優二君） 課長の今の答弁の中に、分団や班を統合してしまえば、少ない人数で広い範囲を管轄しなければならないということを言われました。私は、3分団のように団員がゼロになってから対策を練ろうとしても無駄だと思います。やはり今のうちに行政指導で考えなければ、地域とか何とかの意見を聞いても駄目だと思いますので、そこは行政指導で考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 行政としても当然地域の安全を守るためには必要かと思っています。それと現在消防団員として活動している団員の意見、また地域の意見、総合的に考えながら今後消防団の再編成については検討を進めていく必要があるかと思っています。

○7番（森田優二君） 今の動きは、私が耳にしたところによりますと4分団あたりもかなり厳しくなっているということで話を聞いております。そういったことを含めて、最終的には統廃合を考えなければならない、そういう時期に来たかなと思いますので、よろしく願います。

8月に増見鶴で昼火事がありました。ちょうど近くにいましたので現場に行きましたら、消防署と地元の団員が積載車と数名しかいませんでした。言うなれば初期消火体制です。これはどのように考えていますか。

○総務課長（藤野浩之君） 火災発生時の初期の対応ということになります。特に昼間の火事でありますと、なかなか消防団員もこちらにいないというところが見受けられます。まず、

火災が発生した場合、その発生した地域の分団長を中心に団員を招集いたします。そして、団長指揮のもと、消火に当たる体制をとっております。そして、火災が発生したその班の団員が少ない場合につきましては、分団内のほかの班が応援をするという体制をとっております。それでも不足する場合は、ほかの分団からの出動要請をかけているという状況です。これは団長の指揮のもと、こういった形でやる体制をとっております。

○7番（森田優二君） 以前私たちが消防団にいる頃と最近は管理の仕方が違ってはおりますけれども、私たちは、もう2～3人でもすぐ現場に行って、あとは現場でそういう現場の分団長とか団長あたりの指揮のもとに消火活動をしておりました。今回も、行ったときにもう車は来ているけど、まだ積載車は全然動かしてない状態、車があるだけの状態でした。やはりそれではなかなか初期消火ができないと思います。その中でも、機械器具の点検、これはやっておられるのを知っています。けれども、たまたまですけれども、バッテリーが上がって、エンジンがまともにかからなくて手引きでかけた状態でした。それとまた、言うなれば、筒先を、本当は現場では噴霧の筒先を使うんですけども、2本あったにもかかわらず、1本は競技用ということで、現場にはあんまり即してない筒先だったんですよ。だから、そういうところもやはり今後は考えてもらわなければなりません、一番は初期消火、これが一番だろうと思っています。

私がそのとき考えたのは、役場というか、本部には資機材搭載の積載車が入っております。これは地震後にそういう国のほうのあれがあったので、ぜひとも申し込んだら取れるよということで、うまくいって、積載車が来ているんですけども、やはりそれが役場に置いてあるということは、私として、役場の職員の中に消防団がかなりいます。地元に行くのは当然ですけども、やはり逆に役場内で初期消火班というか、そういうのを作って、5人ぐらい火災現場にぽっと今言った積載車で行くような体制がとれないかと思っています。やはり行った先は地元優先ですけども、やはり全部ポンプから何から持っておりますので、それを利用できます。そういったことを考えると、職員ですのでいつでもおりますので、一番に行って、そして地元の団員の応援というふうに私は考えたんですけども、そこらあたりはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 一番重要な点だと思います、初期消火の対応ということで。現在、役場職員におきましても、該当する職員につきましては、どこかの分団に入って消防活動を行っております。特に訓練であったり、いろいろな消防行事にも参加をしております。

また、今言われたとおり、初期消火につきましては、火災が発生した場合には、消防団に入っている役場職員も当然消火活動には出ているというところになります。

したがいまして、特別消火班ということを作れば、また組織の見直し等もございますので、今は消防団員として役場職員も消火活動に現在行っているというところになります。

○7番（森田優二君） 私が今言ったのは、やはり役場職員はすぐ集まりますので、4～5人は集まりますというよりもおりますので、ほかの団員は仕事をやめて現場に行かなければなりません。そういったことを考えるなら、まず役場職員4～5人で、積載車もあります。その積載車で現場に駆けつけるというのが一番いいと思います。要するに初期消火班というか、それに当たられるように今後は検討していただきたいということになります。

さっき言ったようにいろいろな資機材を持っておりますので、あの車を早く持っていたが、いろいろなためになると思いますので、そこは今後検討いただきたいと思います。

次に、新入団確保についてですけれども、これについては、どのような対策を講じておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 団員確保ということにつきましては、これは全国的な課題として今あるところであります。本町の消防団におきましても、残念ながら団員は減少しているというところなんです。その中で、新入団員の募集ということにつきましては、各地域にポスターの掲示をしたり各種会合等で周知をしたりとして募集はかけているという状況です。

○7番（森田優二君） 団員の報酬については、平成30年度に一応2万円に上がっております。県平均は幾らでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

団員の報酬ということで、熊本県の平均から行きますと2万3,121円となっております。

○7番（森田優二君） 約2万3,000円ですね。はい、わかりました。

次に、団員報酬は個人口座に振り込む、そういう話がありますけれども、これはいつからですか。

○総務課長（藤野浩之君） 団員報酬につきましては、令和3年度から個人口座へ振り込むよう準備を進めているところであります。

○7番（森田優二君） 出動手当については、平成29年だったですか、1,000円から2,000円に上がりました。これの根拠は何でしょう。どういうことが根拠だったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団に対します出動手当であります。今回は2,000円というこ

とで、今現在は運用しているところです。その2,000円の根拠、基準になった点ということにつきましては、熊本県の平均が2,078円ということでありましたので、本町におきましては、出動手当を2,000円ということで規定をしております。

○7番（森田優二君） この出動手当ですけれども、国の方針は1回当たり7,000円と書いてあります。仕事を途中でやめて現場に出動することになりますけれども、この出動手当については、もう少し前向きに検討できないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 出動手当につきましては、全国の基準からすると大きく離れているという部分もあります。この出動手当は性質上巡回広報等で1時間出動していただいた場合でも、また火災出動で1日出動してもらった場合でも同額の支給ということになります。確かにその辺で団員からいろいろ話はあっておりますが、今後そこにつきましては出動時の拘束時間統計等も取りながら、実態に即した手当での支給ということのものも検討する必要もあるかと思っています。

○7番（森田優二君） 先ほど出動手当の根拠はほぼ県平均と言われました。出動手当は2,000円です。団員報酬も県平均は2万3,000円ですけれども、それに近いようなこと、出動手当も県平均ぐらいということでしたので、団員手当も県平均ぐらいにどうにかできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 団員の報酬につきましても、県平均が2万3,000円というところであります。ただ、郡内の状況を見ますと、山都町以外は2万円ということで、今ある程度金額が統一されておりますので、これは郡内の状況を見ながらのことになるかと思えます。

○7番（森田優二君） 実は、御船が上がったときに、その後ほかのところも上げてあるんですよ、実際は。ということは、どこかがやはり先頭を切ってしていかないと、郡もちなまれないということになります。そこは前回も、そのときは益城は2万円だったと思いますけれども、御船はそれだけ町長がわかってくれた、上げてくれたということで理解しておりますので、そこはやはり、今回も御船が先頭を切っても私はいいと思います。よろしくそこらあたりは考えていただきたいと思います。

次に、水防計画における消防団の位置付けということで、まず、水防倉庫の場所と備蓄品について伺います。

○建設課長（野口壮一君） 水防計画の中で、水防倉庫及び水防備蓄品を掲げてあります。場

所については、水越の田畑、東上野、茶屋本、津ヶ峰、玉来、落合、一丁目の7カ所になっております。備蓄品については、それぞれの倉庫ごとに備蓄資材器具の種類と数量を水防計画の中で指定をしております。毎年数量を確認し、不足備蓄品についてはその都度補充しているという状況にあります。

○7番（森田優二君） 今回、町内でというか、一丁目が1カ所増えております。増えたんですけれども、備蓄品は落合よりも少ないのが現状です。滝尾から小坂までの御船川流域を考えますと、1カ所では少ないのではないかと思います。

今後、見直しの計画について伺います。

○建設課長（野口壮一君） 議員御指摘のように、一丁目の水防倉庫の備蓄品では滝尾から小坂地区まで対応できるような数量ではありません。今後において、どう両地区への水防倉庫設置に向け見直しを行ってまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） もう一言、内容についてもかなり御船の場合は、新設といったものの内容、備品が揃っておりません。そこらあたりも早急な対応が必要と思います。そちらも検討をよろしくお願いします。

次に、水防計画における消防団の位置付けについて、伺います。

○建設課長（野口壮一君） 水防計画の中で水防法第6条に規定される水防団としての位置付けがされております。国・県からの水防警報が発せられ、水防上、必要があると認められるときは町は消防団に出動の準備または出動をさせ、地域住民の避難誘導や防災、救助などの水防活動に従事をしていただくというものになっています。

○7番（森田優二君） 消防団イコール水防団と考えていいんですね。はい、わかりました。

水害時における装備について、どういうふうになっておるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 水防計画の中で水防活動中における安全への配慮としてライフジャケットの着用、通信機器の携行が記載されておりますが、万全な装備に至っていないというのが現状であります。今後費用的なことも含めて検討していく必要があるということで考えております。

○7番（森田優二君） 消防団も豪雨災害、台風災害時にこれは毎年出動しております。しかし、雨具の支給もなく、防災計画でライフジャケットの着用になっているにもかかわらず、何も整備されていない状況であります。団員の安全を考えるなら、早急に整備が必要と思われますが、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） すべての団員に対しまして、一気に準備するということは、財政的な問題も踏まえて、難しいものもあると思います。まずは、出水時に出動の多い分団、それから班ごとの必要数を把握し、補助事業などを活用し、段階的に準備したいと考えております。

○7番（森田優二君） 町長は消防団に対して、まずやはり安全確保が第一ということで、安全靴まで新しいのを、全部一掃されてはおります。それを考えるなら、水防も一緒だと思います。やはり早い時期に雨具とライフジャケット等は整備できるように検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、御船町は人口減少に伴い、歳入においては地方税の減少、歳出においては、超高齢化に伴い社会保障費の増加が発生し、町として厳しい財政運営が予想されます。現在、国道445号沿線では、住宅開発が進んでおります。また、御船インター周辺への企業誘致も進んでいる中、御船町の大きな課題は内水問題だと思います。牛ヶ瀬地区や小坂地区では内水被害による仮設のポンプも設置されている状況です。移住・定住や企業誘致を進める上では、この内水問題が最大の課題であると思います。

その内水問題に対し、町長の考えを最後に伺いたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 御船町の現状において、この内水問題は大きな問題だと認識をしております。今、内水問題に対しましてもいろいろな調査をかけております。調査結果ができ次第方向性を示していきたいと思います。

また、災害における避難喚起があります。先ほどから説明があっているように、まず自助でしていただく、そして共助で地域の方々と、その助けを私どもでしていかなければいけないと感じております。この内水問題においても、やはり私たちが最終手段というところになってきますので、これから前向きに考えてまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） これで、私の一般質問を終わります。

災害に強いまちづくりを目指して、町長にも頑張っていただきたい。よろしく願いしておきます。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前 11 時 47 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第 2、報告第11号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4 番（福本 悟君） 1 点、伺わせていただきます。4 ページですけれども、先般、財政課長から実質公債比率が前年比で1.3%の増と、将来負担比率については、こちらは前年比で13.6%の減という報告をいただきました。平成20年度の実質公債比率が16.2%となっております。この数字がなかなか町民にとって、今の町の状況がなかなかわかりにくい。横に早期健全化基準ということで数値が上がっていますが、現在御船町はどういう状況にあるか、端的に、財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和元年度の実績等それぞれ見てみますと、一番右から2 番目です。早期健全化基準を下回っております。悪化しているわけではありませんが、今後もこの数値を、行政としましては注視しながら財政運営に努めていきたいと思っております。早期健全化基準に達しますと地方債の借入れができなくなったりとか、認可が許可制度になったりといろいろしますので、この数字は非常に大事なものと考えております。

○11 番（藤川博和君） 審査意見書の件ですけれども、4 ページです。ここに収入未済額が表示されておりますけれども、例年は収入未済額と不納欠損額の5 年間が掲示されておりました。それに伴ってグラフも表示されておりましたが、本年度はグラフの表示がされていません。この説明をお願いいたします。

○議長（池田浩二君） 藤川議員、まだ決算まで行っていないけん。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第12号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） この変更内容のところに、道路計画高が上がったことによりとあるんですが、これは誰が上げたというか、当初の設計から上がったということですけど、誰がこうやって上げたのですか。

○建設課長（野口壮一君） 理由の中の（1）番のことだろうと思いますが、もともと民間の造成する造成高と道路高というのを調整しながら道路の計画高というのは設計をしていたところになります。隣接する横の宅地側が低くなったということで、本来だったら当初の設計の段階においても低くなるというのは見えていたことだと思います。ですので、本来当初の設計で計上すべきものであったものを、今回この1番で説明をさせていただいているという状態です。

○10番（田上 忍君） そうなりますと、最初の設計が誤っていたというか設計ミスということですね。

○建設課長（野口壮一君） 当初で計上すべきであったというもので解釈をしております。何分、このコストコ周辺の計画についても、短期間の中で設計も仕上げて、今工事に入っているという状況で、その辺で万全ではなかったというのも言えるものであります。

○10番（田上 忍君） すると、その辺のチェックというか、担当課もチェック機能が働いてなかったということになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 結論からすれば、担当の現地等の調査が十分ではなかったという状態であります。

○10番（田上 忍君） もう1点、2番でも、排水側溝が未完成の状態でありということで、これも何か当初の見積りどおりいかなかったということになりますよね。この辺も設計が、最初が悪かったということになるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今言われた道路側溝が完全につながっていないということで、当初考えられたことでもありますけど、かつ開発敷地内の造成がある程度まで終わって、傾斜

も今回の工事のほうに傾斜が向いているわけです。ですので、造成されたところの水の水切りが、周りがしてないということで、直接道路のほうに流れ込んでくるということで、そういう水を処理するためにポンプの水替えを行ったということになります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、民間と行政との、これはお互い同時並行しながらやっているんで、いろいろな障害が出てきたのかと思いますけれども、こういう場合、相手方からも何かこういう補償とかもらえとか、そういうのはないんですか。

○建設課長（野口壮一君） 今言われたように、公共工事と民間工事が同時に進行していくという中で、月に1回の民間と町と業者も工程会議を行っております。その中でも、そういう水切りあたりを検討したものもありますけど、実際現場としては公共で、町でポンプによる水替えを実施したというところになっています。

○10番（田上 忍君） 今回、3つの変更理由ということになってはいますが、それぞれの金額というのが出ますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の変更の内容を3点上げております。今回変更の契約は増額ということで、増額に係る主要な理由を書いております。まず1番の部分に係る分が271万5,000円です。それから2番目が108万2,000円です。3番目が251万3,000円です。マイナスの要因もあります。国道側の擁壁工事を国道のほうの工事にしたほうが工事の進捗が図られるということで、国道の擁壁側を減額しております。この減額が264万3,000円になっております。

○7番（森田優二君） 今の説明の中で、上がったことによりでしょう。だけん、何で上がったのか、計画高を上げなければならなかったのか。それはどういうことからそういうふうになったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、農地北側から国道に抜ける道なんですけれども、国道に抜ける方向についてずっと傾斜が国道側に上がっていきます。ですので、設計の勾配等を重視して、そこで落差ができたというところになっております。

○7番（森田優二君） それは設計の時点でわかっていたことでしょうか。後からこういうふうに変更するというのはちょっとおかしいと思うんですけれども。もともと設計がおかしかったんじゃないですか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員御指摘のとおり、この道路の縦断勾配を重視した段階で、本来民地側の高さが低くなるというのは調査をして対応すべきところだったんですけど、

先ほどの答弁どおり、当初に計上すべきところをしてなかったというところで、その辺が十分ではなかったというところであります。

○11番（藤川博和君） 今の件ですけれども、前回3月だったです、追加工事が出たとき。設計上、30センチ路盤を上げていったと言われたですね。この結果が、この路面高が上がったのではないですか。

○建設課長（野口壮一君） 30センチ上がったというのは、路盤で計上している部分だったと思います。この道路計画というのは、先ほど言いましたように国道側に縦断の設計をしていますので、今、藤川議員が言われたものの理由によるものではありません。最初から道路の縦断勾配を重視した設計ということになっております。

○11番（藤川博和君） では、今言いましたのは、この3番目ですね。道路工事費を入れ替えて、そして路面の支持率が低下した、この件ですね。

3番目に書いてありますですね、梅雨のとき浸水により路盤の入れ替えをやったと、床の。これが30センチでしょう。そして、これによって支持力が低下した。それから地盤からの湧き水も多く湧いてきたと。この結果、セメントを拡散して降ったんですね。要は、なぜ言いたいのかというと、こうやって完成した後、この湧き水からまた路盤が柔くなって沈下する恐れはないですか。大丈夫ですか。

○建設課長（野口壮一君） 地下水も、ボーリングデータからいけば、地質調査は、当初の地盤高から約1メートル下くらいに水位がボーリングデータから出ていました。ここに書いていますように、路床の置き替えを行って道路の支持地盤を造るということだったんですけど、1番目の理由にもありますけど、ここの工事がほかの現場よりも早く進捗が進んでいたということで、路床入れ替えが梅雨前にもある程度暫定的にできていたということで、そこに水が冠水していつまでも抜けなかったというのも1つの要因です。

そういう事象を解消するためにも、今後のためにおいても、このセメント攪拌による安定処理を行ったというところですよ。

○11番（藤川博和君） 今の説明で、地盤が固まって、地下水が上水の雨水が下に染み込まないで、その上水が、今度は増水した道路の上に湧き水として上がってきたということですか。

○建設課長（野口壮一君） 浸水した水が、この路床替えをしたところに浸透していったというところで、支持が低下したということで、この安定処理を行ったというところですよ。

○11番（藤川博和君） なぜ私がこれを言うのかです。この通行が許可になってから、また路盤が沈下した、そして交通止めになると、これを心配しているとです。湧き水というのは結構やっかいなもので、これをどこかに排水せんと、その路盤は、強度はもたないと思いますけれども。

○建設課長（野口壮一君） 施工業者また町も現地を確認して、今議員が懸念されていることは、私たちも一番心配していたところであります。そういうのを解消するために、今回安定処理工を実施したという経緯であります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第13号、「専決処分の報告について」を議題とします。
質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） これについても同じような理由で上がっているんですが、それは置いておいて、それぞれの金額を教えてもらっていいですか。今回はトータルで減額予算ということで、マイナスとプラスがあるかと思いますが。

○建設課長（野口壮一君） まず最初の1番目ですけど、減額の210万6,000円です。2番目の案件が44万9,000円の減額です。3番目の分が104万8,000円の増額になります。そのほかに小さなもので、減額のものが6万2,000円ほど出ております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） そもそも論でお聞きしたいんですが。減額、増額、そもそもこの変更契約はできる条件というのがあると思うんですよ。単に業者が、「ああ、ここはやっぱり高かったけん増額してください」「これは安かったけん減額してください」ではなくて、そもそも減額できる条件、増額できる条件、そういうものがあるはずですよ。どういう場合に増額を許可されるのですか。どういう場合に減額を許可されるのですか。

○建設課長（野口壮一君） まず、増減額について、監督員また職員による現地の立ち会い、それから、それによって、昨日も出てたんですけど契約約款の第19条により受注業者に指示を受注者からする場合、それから、逆に業者から設計変更の協議書等を提出してもらっ

て、それを精査して、発注者が認めるものについては増減をしているという状況です。そういうものでやっております。

○9番（福永 啓君）　今回を含め、よく質疑で出てくるんですよ。この理由が、変更内容が書いてあります。それがやはりどう見てもこれは最初からわかっていたことでしょうと、それは理由にならないでしょうと見えてしまうんですよ。さっき言った変更の理由ではなくて、これはあくまで一企業の注文したところ、それがちゃんと造らなんだからじゃないですか。わかっていたのに設計に反映されてないからではないんですかと感じられるところが多々あるんです。だからこのような質疑が増えてくるんだと思います。今後も、そういうことがないように、ぜひきちとなぜこれがあるのかということ、そういう業者の責のみとか、ではないんだと、これは必要なんだということがわかりやすい変更内容の説明をしてほしいと思います。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

令和元年度御船町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算審査に係る監査委員の報告を求めます。

○監査委員（吉川 勲君）　ただ今議長から決算審査に係る報告を求められましたので、令和元年度御船町各会計の決算審査に係る監査の報告をいたします。

町長から、令和2年6月17日付けで地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度御船町水道事業会計決算について、監査委員に審査を付されましたので、令和2年6月18日に審査を行いました。また、令和2年7月22日付けで地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により、令和元年度御船町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査を付されましたので、令和2年7月27日から同年8月12日までの間審査を行いました。

審査の結果、各会計とも決算関係調書、書類においては、関係諸法令及び諸条例に依拠して調整されておりまして、計数は正確で、予算の執行は適正な処理がなされておりました。

なお、決算審査の内容につきましては、お手元に配布しております決算審査意見書にて

御確認をいただきますようお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第1号 令和元年度御船町一般会計歳入歳出決算について

○議長（池田浩二君） 日程第5、認定第1号、「令和元年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

一般会計の歳入について、1款、町税から14款、使用料及び手数料までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、お手元に令和元年度の決算書をお寄せください。

黒表紙になります。各会計の決算総額については、開会当日に町長より説明申し上げましたので省かせていただきます。本日の説明は、決算書の各款、項、目ごとに、備考欄の主な事業について決算額などを説明いたします。

まず、歳入の1款、町税から、税務課長より説明申し上げます。

○税務課長（畑野英樹君） それでは、決算書の歳入の御説明をいたします。18、19ページをお願いいたします。1款、町税。1項、町民税。1目、個人。収入済額5億6,327万1,118円です。2目、法人。収入済額9,478万1,500円です。

2項、固定資産税。1目、固定資産税。収入済額6億8,469万810円です。2目（項）、国有資産等所在市町村交付金及び納付金。収入済額350万7,000円です。

3項、軽自動車税。1目、軽自動車税。収入済額6,586万6,144円です。20、21ページをお願いいたします。2目、環境性能割。収入済額68万1,100円です。

4項、1目、市町村たばこ税。収入済額1億502万3,287円です。

5項、1目、入湯税。収入済額171万9,120円です。

以上で、町税の歳入の説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、2款、地方譲与税。これはいったん国が国税として徴収したものを後で一定の割合で市町村に譲与するものです。1項、1目、地方揮発油譲与税。収入済額2,047万1,008円です。

2項、1目、自動車重量譲与税5,905万4,000円です。

4項、1目、森林環境譲与税、22、23ページをお願いします。収入済額457万2,000円です。

3 款、利子割交付金。預貯金に対する利子に課税され、県が収納したものを一定の割合で市町村に交付するというものです。1 項、1 目、利子割交付金75万4,000円です。

4 款、配当割交付金。株式の配当所得について、市町村の県民税の額に応じて按分して自治体に交付するというものです。1 項、1 目、配当割交付金310万7,000円です。

5 款、株式等譲渡所得割交付金。これは、配当割と同じように株式の譲渡所得について一定の割合で市町村に按分交付するというものです。1 項、1 目、株式等譲渡所得割交付金207万円です。

6 款、地方消費税交付金。地方消費税の半分を国勢調査の人口、事業所総計の事業者数に応じて按分されるというものです。1 項、1 目、地方消費税交付金2億8,851万4,000円です。

24、25ページをお願いいたします。7 款、ゴルフ場利用税交付金。県に納付されたゴルフ場利用税の10分の7をゴルフ場所在地の市町村に交付するというものです。1 項、1 目、ゴルフ場利用税交付金1,412万931円です。

8 款、自動車取得税交付金。県に納付された自動車取得税に係る配分金を、道路の延長、道路の面積で按分して交付されるというものです。1 項、1 目、自動車取得税交付金1,003万4,661円です。

9 款、環境性能割交付金。自動車取得税が廃止され、令和元年10月から新たに自動車税環境性能割が導入されました。燃費基準値達成度に応じて県に納付された環境性能割税に係る配当金を道路の延長また道路の面積で按分して交付されるというものです。1 項、1 目、環境性能割交付金250万4,000円です。

10 款、地方特例交付金。これまでの個人住民税減収補填に加えまして、町における自動車税の減収及び軽自動車税の減収が見込まれるため、国が新たに臨時的軽減措置として補填されるというものです。1 項、1 目、地方特例交付金1,919万6,000円です。

26、27ページをお願いいたします。11 款、地方交付税。これは、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される普通交付税と基準財政需要額に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税になります。1 項、1 目、地方交付税。普通交付税と特別交付税を合わせまして収入済額31億1,451万8,000円です。

12 款、交通安全対策特別交付金。1 項、1 目、交通安全対策特別交付金112万7,000円です。

13款、分担金及び負担金。1項、分担金。1目、農林水産業費分担金。収入済額179万4,276円です。受益者分担金になります。同じく、1目、農林水産業費分担金繰越明許。収入済額1,534万241円です。農地等災害復旧費分担金になります。次に、28、29ページをお願いいたします。同じく、1目、農林水産業費分担金事故繰越。収入済額8万6,079円です。平成29年災農地等災害復旧費分担金になります。3目、総務費分担金。収入済額206万8,000円です。郡内4町からの収入印紙等売りさばき分担金となります。

2項、負担金。1目、民生費負担金。収入済額9,114万3,509円です。主なものは、1節の児童福祉費負担金で、公立保育園利用料2,226万2,000円、それに私立保育園利用料4,470万9,400円です。2節、老人福祉費負担金で、老人ホーム入所自己負担金1,500万708円です。3目、農林水産業費負担金。収入済額450万4,000円です。30ページをお願いいたします。天君ダム管理負担金になります。4目、教育費負担金。収入済額69万540円です。主なものは、1節の小学校費負担金で、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金39万9,740円になります。

14款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、民生使用料。収入済額43万6,160円です。憩の家使用料になります。3目、商工使用料。収入済額48万3,760円です。観光交流センター、街なかギャラリーの使用料になります。4目、土木使用料。収入済額7,893万9,875円です。主なものは、1節の住宅使用料で、町営住宅家賃現年度分7,248万4,100円です。次に、32、33ページをお願いいたします。5目、教育使用料。収入済額2,387万205円です。主なものは、5節の恐竜博物館観覧料1,933万7,804円になります。6目、農林水産使用料。収入済額6万6,200円です。広域農道敷の施設使用料です。

2項、手数料。1目、総務手数料。収入済額1,197万6,505円です。各種証明手数料になります。34、35ページをお願いいたします。2目、衛生手数料。収入済額60万1,200円。主なものは、狂犬病予防事務手数料58万5,200円になります。

以上で、1款から14款までの説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。1款、町税から14款、使用料及び手数料までについて、質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点についてお尋ねします。まず、1点目は、19ページの自主財源で、町税についてであります。前年対比で本年、この決算を見ますと3,287万8,055円の増額となっています。その要因について説明を求めます。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

3,000万円超増額をしておりますけれども、要因といたしましては、まず町民税になります。熊本地震におきまして、雑損控除を受けられる方が多数いらっしゃいましたが、震災後4年間ということで、平成31年分につきまして最後の措置となりまして、だんだん繰り越しの雑損控除が減ってきております。そういうことで所得が増加したもの、及び震災関連業務等に従事される方の所得が増加したもので、町民税がアップしたと思われます。

それから、固定資産税ですけれども、震災で被災を受けられた方及び町内に新しく来られた方が新築家屋を建てられたということで、固定資産税が増えているものと思われます。それと、あと平成27年に住宅を建築された方の新築軽減措置というのが3年間ですのでそれが外れたということで、全体として3,000万円超増えていると思われます。

○4番（福本 悟君） 大体わかりました。次の質問に入ります。

33ページ、使用料及び手数料の4目になります。駐車場の使用料について、備考を見ますと、現年の駐車場が154万3,900円。平成30年を見ても16万3,000円で、前年対比で138万900円の増額になっています。その要因について説明を求めます。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

駐車場使用料につきましては、町営住宅の駐車場の使用料になります。前年度に比較しまして、令和元年度の収納額が大幅に増えていることに関しましては、平成30年度は中原団地におきまして長期避難世帯がございまして、11月末に長期避難を解除して、12月から入居という形になっています。家賃として駐車場の使用料を取り始めたのが1月からということで、約40世帯近くの世帯が帰ってこられたということで40世帯分の3カ月分の額のみという形になります。前年度、令和元年度の駐車場使用料につきましては、中原団地が1年分収納ができていて、それと災害公営住宅が段階的にはありますが、完成をいたしまして、そちらに入居された方からの駐車場の料金も取っておりますので、その分が大幅に増えたという形になっております。

○9番（福永 啓君） まず18ページです。軽自動車税のことをお聞きいたします。軽自動車税は年々多くなっています。税額は増えました。そこでお聞きしたいんですが、私たちが町へ支払う軽自動車税、1万円払いました。7,000円払いました。これは全額町の収入になるんですか。それとも、全額ではないのでしょうか。それと、普通自動車を持っていらっしゃる方です。3万円とか5万円とか、軽自動車の何倍も県に払われます。それは

町には譲与税等で返ってくるわけなんです、どのような割合で町の財政に返ってくるのでしょうか。

○税務課長（畑野英樹君） 軽自動車税の部分について税務課でお答えいたします。軽自動車税につきましては、町で課税するものとなっていて全額町の収入となります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私からは2番目の質問です。普通自動車税の納めた税金が町に返ってくるのかという質問だと思います。普通自動車税につきましては、購入等の取得時に賦課される取得税、それともう1つ車検時に賦課される重量税があります。その分は町に配分されるのは、所有に対する自動車税はすべて課税主体であるため、まず都道府県の収入になります。そのうち、町には自動車譲与税として町に約5,900万円ぐらいです。本年度令和元年度決算で5,900万円ぐらい。それともう1つ、自動車取得税交付金という形で、約1,000万円程度町の収入に返ってきます。

○9番（福永 啓君） その割合はわかりますか。大体で構いませんけれども。例えば私たちが普通車を持っている人、3万円払いました、5万円払いました。それで町には幾ら返ってくるのか。こういうのがわかればいいなと思ったんですが、それはわかりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まだそこまでは調べておりません。すみません。

○9番（福永 啓君） そんなに多くないんですよね、実は。私も細かい計算式では調べてないんですが、たしかそんなに多くはなかったと思います。だから、軽自動車は全額町の収入になると。普通車は例えば5万円納めても、1万円返ってくるのか何千円返ってくるのか、その程度ではないかなと思うんですが。後から時間があるときに教えてください。

あと、20ページ、森林譲与税、初めて今回決算が出ました。この森林譲与税です。譲与の実績です。どのようなことに実際に使われて、どのような効果があって、実績、その説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、譲与税につきましては、賃金、こちらは山林の境界立ち会い時の方の3名分の賃金ということで、60万9,000円充てております。それから、消耗品は現場用の消耗品となりますが、こちらが48万8,978円充てております。それから保険料は地域住民、所有者の方々が立ち会いに来ていただきますので、そのための保険料ということで1万600円、こちらは1日53円掛ける200人分となっています。それから、管理システムの委託料が312万4,000円です。それから、GPSのリース料が33万6,384円、それともう1つの森林システ

ムの利用料が9万9,000円。合計の466万7,962円ということで、初年度ということで、システム委託料など諸経費がかかっておりますので、残費を9万5,962円充てております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、今回の初年度の森林譲与税はすべて調査に使ったということでよろしいですか。森林の調査のみに使ったと、ほかのことについては使っていないということでよろしいですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） はい、そのとおりです。

○9番（福永 啓君） 次の、22ページ、地方消費税が減っているんです。この理由がよくわからなかったんです。地方消費税、消費税はちょっと上がっていますから、平成何年度分に2カ月ぐらいです。その前にかけ込み需要があったりするので、これはそもそも原資である消費税が減ったのかなと思いましたけど、あんまりそうではないような気がしますし、そうしますと、算定根拠です。それを地方消費税の場合、その地方消費税を市町村に振り分けるときは算定根拠が2つあって、基本的に人口プラス従業員数というのが算定根拠に上がるんですが、そっちが減ったのかなとか、わからなかったのも、これがなぜ予算が当初の想定より減っているのか。原資が減ったのか、算定根拠が減ったのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず昨年度の決算額と比べまして、本年度の地方消費税の決算額は、約2,000万円程度決算額としては減っております。私たちが思うには、令和元年度の10月1日から消費税が8%から10%の引き上げられております。そのため需要が落ち込んだことが、今回の一番大きな要因だと考えております。

○9番（福永 啓君） 本当は、予算が増えると思っていたんです。それがずっと減って、そのかけ込み需要があったので、全体としてはプラスになるから、たかだか2カ月ですから思ったんですが。算定根拠ではなくて、消費額が減ったのが根拠じゃないかと、相当減ったということですね。わかりました。

次、環境性能割、これも初めての決算なんですけど、予算に対して調定額が極めて低いんですよ。この理由は何でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

先ほども申しましたように、令和元年度10月1日から、自動車取得税が廃止されまして環境性能割が導入されております。自動車環境性能割は自動車の取得価格に対しまして、

環境性能に応じて課税されるもので、これを原資として県から町へ環境性能割交付金が交付されるものであるため、予定より環境性能割に該当する自動車の購入が少なかったことが一番の原因だと考えます。

○9番（福永 啓君） そうすると、これは24ページにつながってくるものなんですか。地方特例交付金、これは国の制度が変更当時より地方の負担増や、もしくは地方税の減収が生じたという場合に特例的に来るわけなんですよ。私は一般的に考えられたのが、家を建てたときに住宅減税で、国税の分だけではなくて、それが住民税までくい込むぐらいにいっぱい住宅減税は行われた場合に、地方特例交付金というのは今までよくあったことなんです、それかなと思ったんですが、今の話によりますと、この自動車、環境性能割が想定で少なかったということで、国の制度の変更により、地方の減収が生じたということで、地方特例交付金が昨年実績よりも相当増えていると。それが理由になるんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

地方特例交付金は非常に今回増額をされております。主な要因としましては、住宅ローン等を活用した新築住宅等を建設されたことによります要因が1つ考えられます。また、先ほど申しましたように、環境性能割交付金が臨時的軽減措置としまして、新たに自動車税の減収補填特例交付金に軽自動車税の減収補填特例交付金が新たにこれに追加されたというのがこの大きな要因と考えます。

○9番（福永 啓君） この減収分がここに入ってきたと、これで大変な国の制度としていいことですよね。

次、26ページ、特別交付税のところなんです、特別交付税というのは、普通交付税と違って、何か事業に、ちゃんとこれに充ててくださいねといって国から額を命じてくる交付税です。普通交付税は丸めて来るんですけど、ある意味、補助金の正確に近いかなと思うんですが、この特別交付税の中で地域おこし協力隊も特別交付税で入ってきたと思うんですが、ちゃんと地域おこし協力隊の経費に、これだけ充てますよというのが予定どおり全額きちっと交付税の中で国から戻ってきているものなんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、一番最初の特別交付税はこれに充ててくださいという、特別ではありません。一部はそうかもしれませんが、町の事情とかそれぞれで入ってくる部分であります。

質問の中の地域おこし協力隊、導入しております。今10名、令和元年度はしています。その地域おこし協力隊の謝金ですけれど、1,693万2,000円、そして地域おこし協力隊の活動補助金が1,611万5,571円で、合わせまして3,304万7,571円、この分が特別交付税として措置の対象となっております。地域おこし協力隊の保険料です。この10名にかかる保険料、1人大体3万円ぐらいですかね、29万7,360円、これは町の財源の持ち出しと。さっき言いました3,300万円は特別交付税として町に入ってきております。

○9番（福永 啓君） すみません、特別交付税については言い方が悪かったですね。ただ、地域おこし協力隊分については、きちっとこの事業について、歳入に、これは特別交付税から入ってきますよと書ける料はちゃんと全額入ってきているということによろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、全額入ってきております。

○9番（福永 啓君） 特別交付税の場合がわかりにくいんですね、いつも丸めて入ってくるもんだから。しかし、これに関しましてはきちっと事業に対して入ってくる。しかも、全額入ってきている。そして1人当たり3万円しか町の持ち出しはない。それで、1人が入ってくるごとに400～500万円ぐらいの財政効果があると、移住ですから、年間に、そういうふうに言われております。これはまたまたすごい制度だなと、町に負担がかからずに、人を持ってこれるわけですから。どんどんこれは増やしていくべきではないかなと思いますが、今後、今までの枠組みにとらわれず、どんどん増やしていくべきだと思いますが、今後の予定等はいかがになっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この地域おこし協力隊に関しましては、地域おこし協力隊導入計画書というのを作成しております。その中で、今のところ15名程度を計画しておりますけれども、これは今後各種団体から要望があれば、町の趣旨に沿うものであれば、どんどん地域おこし協力隊の活用は考えていきたいと思っております。特に、この地域おこし協力隊に関しましては、特別交付税で措置されるということになっておりますので、活用していきたいと思えます。

○9番（福永 啓君） これはもう、町のミッションを広げて、私は地域おこし協力隊は100人でもいいと思います。ぜひよろしくお願いします。

次、26ページ、総額ベースでも補正予算でも分担金が大変増えているんです。この要因は何でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

決算書を見てもらうとわかりますように、分担金は昨年度の決算額1,052万円ほどでした。比較しますと、本年度が870万円程度増額となっております。理由としましては農地等の災害復旧事業の増加に伴います分担金が増加したということになります。

○9番（福永 啓君） かなと思ったんです。一方である意味分担金と負担金で似たような意味を持っているお金なんですが、負担金は逆に減っているんです。これはなぜ負担金は。負担金というのは保育園の保育料とか子どもたちの親御さんが負担するお金です。これは逆に減っているんです。この要因は何でしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

こちらは、今言われるように、昨年10月1日スタートの無償化、こちらで約2,100万円程度保育料が減っております。

○9番（福永 啓君） 親御さんの負担が2,100万円町全体で減ったというわけですね。わかりました。

これで最後です。31ページ、憩の家使用料という項目が新設されました。44万円ほどの歳入があります。憩の家につきましては、過去に指定管理された、その前は町が直営していました。これで町が直営していた時期、指定管理されていた時期、そして現在と、3つ経営形態が変わったとも言えるんですが、それぞれ実際に町の負担額はどうかだったんですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

今は町民憩の家と名前が変わりましたが、当時は老人憩の家、この管理については、平成18年9月から、有限会社ツルカメ企画に指定管理をしていただきました。それ以前は御船町社協に管理を委託しておりました。社協の委託料が830万円、ツルカメ企画に指定管理に移ってからは280万円ぐらいで指定管理ができています。指定管理が終わる平成29年度は461万5,000円が指定管理料です。今回、令和元年度町の直営となり、歳出が235万5,810円です。主な内容は人件費、光熱水費、消耗品費、燃料費、草刈りなどが含まれます。町の実質負担は指定管理から現在を比較すると、歳出については226万円の減額、収入が約44万円ありますので、それをまた加えると182万円の減額と考えていいと思います。

なお、令和元年度の1年間に利用者は介護予防教室がほとんどでしたが、約1,500名ぐらいの方がこの憩の家を利用されております。高齢者の方がこの場所を活用して、介護予

防、健康増進に取り組まれています。

○9番（福永 啓君） ちょっと最後のほう聞き逃したんですけども。収入で、最終年度からすれば226万円の減額と、それに歳入が上がっているんで、118万円と言われましたか。

○福祉課長（西橋静香君） 182万円の減額だと思います。

○9番（福永 啓君） 歳出で226万円です。44万円の歳入が上がっているんだったら、それにプラスということではないんですか。

○福祉課長（西橋静香君） 平成29年度の指定管理の委託料が461万5,000円です。令和元年度の歳出の合計が235万5,810円です。それを差し引くと226万円になります。だけど、収入が44万円ほどありましたので、収入をそれから加える形に、これは実質負担額として考えると収入がありましたので、226万円から44万円を引くと182万円が実質負担額が減ったと考えております。

○9番（福永 啓君） その計算の感覚が私はわからないんですけど。今まで461万円かかったんですよね。それが235万円になりました。だから、町は226万円得しましたということですね、変な言い方をすれば。得した上に44万円お金が返ってきたわけでしょう。ですから、結局得したのが270万円ぐらいになりはしないかなと、これをやったことでということに、ふと思ったんですが。その計算は、私が勘違いしているんですかね。

○福祉課長（西橋静香君） すみません、私の計算間違いでした。226万円が減額だったので、収入が44万円あったので足さなくてはいけなかったのです。申し訳ございません。270万円が実質負担減になったととらえられます。

○9番（福永 啓君） 今回は、この対応で226万円の負担減になった上で、老人の方のそういう健康増進の場所になったということで、大変いい判断をされたのではないかなと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほど福永議員から質問がありました、自動車重量税と自動車取得税です。まず、自動車譲与税に関しましては、県から市町村に3分の1が譲与されます。それと自動車取得税交付金としまして、これは市町村に10分の7が町に入ってきます。

○10番（田上 忍君） まず1点は、今、福永議員の質疑の中で、町民憩の家の方の金額の件が出ていたんですけど、これはサービスの量が以前と比べたらかなり変わっていますよね。だから、金額で単純に比較はできないですよね。どうでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 平成29年まではお風呂のサービスがありましたので、個人で利用なさる方たちも多かったので、利用者数ははるかに多く、9,000人ぐらいの方が延べ人数ですけれども利用されていました。今は介護予防事業と地域の方のサロン事業に使われることが主ですので、1,500から1,600名の方の利用にとどまっております。

○10番（田上 忍君） 以前は風呂もあったということで、結構風呂のほうに費用がかかったのではないかなと思っております。

それでは、30ページです。土木使用料が313万円の補正になっているんですが、この理由を教えてください。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

こちらの減額補正は3月議会で補正を承認いただいたものですが、住宅使用料の減額ということになります。当初予算にして実績見込額に合わせて3月で減額した分という形になります。主な減額の理由としましては、当初予算で見込んでいた入居戸数の分、入居がなかったというところで減額をしたということになります。

○11番（藤川博和君） 先ほど質問いたしました件ですが、審査意見書の4ページです。ここに収入未済額の表示について、例年は収入未済額と不納欠損の5カ年について表示されています。本年もされておりますけど、それとともにグラフが表示されていましたが、本年度はこのグラフが表示されていません。この説明をお願いいたします。

○監査委員（吉川 勲君） 藤川議員のお尋ねにお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、グラフとかいろいろ少し削除したり見直しをしています。これは、従来の意見書を参考にして検討して、それから他町の様式も勘案しながら、効率的・効果的な様式に変更したということでございますので、今後もこういう形で、必要な限り変更・見直しを行っていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） 変更していただくのは結構ですけど、これは要望ですけど、毎年繰越額と不用額の5カ年のあれが表示されていたんですよね。これが今年は省かれていますけれども、今後はこれはやはり省かれますか。

○監査委員（吉川 勲君） お答えいたします。

今おっしゃるとおり、必要ということであれば検討はいたしますが、今の状況の中ではもうこの様式は、グラフというのはなかなか数字を出しておりますので、グラフ等は削除しながら見直しを行っていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） 今グラフではなくて表示です。5カ年の数字を出していただけるかということです。

今の件は、今年は省かれているとです。去年までは載ってございましたけれど。だからまた来年度からは計上をしていただけるか、省いたままでされるかということをお尋ねしたのです。

○監査委員（吉川 勲君） 今の状況の中では、この様式で来年度も続けていきたいと思えます。今年の様式のようにやっていきたいと思っておりますので、恐らくこれは記載をしないと思えます。

○11番（藤川博和君） それと、9ページです。款別の表示を一覧表にされております。これは、例年度は款ごとに表示されて、評価も書かれておりましたけれども、今年、歳入歳出は、その款別は省かれておりますが、これも今言われたように本年度どおりで来年度からは省略すると思っていいますか。

○監査委員（吉川 勲君） お答えいたします。

はい、今議員がおっしゃるとおり、こういう様式が見やすいだろうと、効率的・効果的であろうということで、こういう形に作らせていただきましたので、今後もこの様式でやっていきたいと思えます。

○2番（井藤はづき君） 1点だけです。決算書31ページの住宅使用料が出ていますけれども、この収入未済額が1,400万円ほどあります。この額は平成27年度ぐらいから見てみたんですけど、徐々に未済額が増えていっているんですけども、率としては地震後、令和元年度でやっと下がったなという感じになっています。こちらは町としてはどのように評価されていて、何か対策等はされているのか、お尋ねします。

○復興課長（島田誠也君） 井藤議員の質問にお答えします。

収入未済額については、滞納分を毎年努力をして取っているところですが、現年度分の滞納がまたその上に乗っかっているという形で、少しずつですが、増加傾向にあります。現在収納については現年度分を可能な限り取りこぼさないというところで、まず現年度優先で取り組んでいるところです。

滞納整理につきましては督促状、催告状の通常に取り組みに加えて、滞納者への戸別の訪問であったり、電話催告を行ったり、連帯保証人の方に対して納付指導依頼にも力を入れて収納率の向上を図っているところです。令和元年度は過去5年間の中では現年度

分の収納率については、過去最高の97.9%の収納率を上げているというところで、そういうところの要因が収納率向上になっている要因かなと思われています。

また、職員も滞納整理研修等にも参加をして、職員の能力向上も図っているというところが向上につながっているのかなと判断しております。

○1番（中城峯雄君） 18ページです。軽自動車税ですけれども、軽自動車税については、身体障がい者の方の減免措置があると思うんですが、その対象者が何名いらっしゃるのか。そして減免措置の申請は何名の方がされているのか、お尋ねします。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

身体障がい者の方の減免措置につきましては、毎年身体障がい者手帳を取られる方とかいらっしゃいますので、数については確定したものはございません。また、減免につきましては、軽自動車税の納付書を送付します際に、納税通知書の右側に身体障がい者の手帳をお持ちの方については減免措置がありますということで記載をいたしましてお出しをしておりますので、ほぼすべての方が申請をされていると思います。

○1番（中城峯雄君） では、昨年までは身障者ではなかったけれども、今年度は身障者という方もいらっしゃいますし、それは自己申請という形でされているということですね。それはわかりましたが、申請の期間がありますよね。これをうっかり忘れてとりまぎれて申請しなかったという方も、私何人か聞くんです。だから、そういった方については、期間までに申請しないと駄目ですよということですね。それは町の条例で決まっているでしょう。それはやむを得ないとしても、この収入未済額というのは、この内訳はどういう方でしょうか。そういった方も、身障者の方も減免を忘れたらこれに入ってくるわけですね。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

この収入未済額につきましては、減免の方とは限らず、軽自動車税をお支払いをされなかった方の分がこちらに上がってきております。ほとんど身体障がい者の方につきましては、申請を忘れた方につきましてもお支払いをされておりまして、ここに載っております数字の内容につきましては、この軽自動車税に限らず滞納されている方がほとんどであります。また、居所不明とか、町内から出ていかれているとかいう方もいらっしゃいますので、身体障がい者の方に限ったものではございません。

○1番（中城峯雄君） 現実には、身体障がい者だけ手帳を持っているけど、期間内に申請を忘れてしなかったと。でもやはり、それは後で来たから払っているという方もいらっしゃ

やいます。そこは把握しとってください。決まりどおりにいつまでということがありますので。そういった方もいらっしゃると思います。何人かの人で私聞きましたので、そういう実態はあるということ把握しとってください。

それともう1点です。27ページですけれども、農業者分担金で受益者負担が甘木地区で179万4,000円上がっていますけれども、これは何の事業でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらの受益者は、御船中央土地改良区になります。昨年、甘木の揚水ポンプの更新事業を行いまして、こちらの受益者の分担金という形になっております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時30分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時16分 休 憩

午後2時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、15款、国庫支出金から17款、財産収入までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、34、35ページをお開きください。15款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、民生費国庫負担金。収入済額4億1,515万5,448円です。主なものは、9節の障害者福祉国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1億5,793万7,736円です。それと、11節の児童手当国庫負担金1億9,517万3,999円です。

3目、災害復旧費国庫負担金。収入済額1,671万円。36、37ページをお開きください。平成29年豪雨災再調査国庫負担金186万円と、令和元年度豪雨災国庫負担金1,485万円です。同じく3目、災害復旧費国庫負担金繰越明許。収入済額2億500万6,000円。平成28年熊本地震災に係る国庫負担金です。同じく3目、災害復旧費国庫負担金事故繰越。収入済額1億6,379万1,000円。平成28年熊本地震災国庫負担金1億5,962万3,000円と、平成29年豪雨災国庫負担金416万8,000円になります。

2項、国庫補助金。1目、総務費国庫補助金。収入済額2,338万9,511円です。主なもの

は、14節のプレミアム付商品券事業補助金1,411万9,316円になります。

2目、民生費国庫補助金。収入済額3億2,824万6,676円です。38、39ページをお願いします。主なものは、こどものための教育・保育給付交付金2億6,442万1,345円に、15節の子ども・子育て支援臨時交付金2,379万5,000円です。保育料の補填分になります。

3目、衛生費国庫補助金。収入済額1,219万3,000円です。主なものは、1節の環境衛生事業補助金の小型合併浄化槽設置補助金920万7,000円です。

4目、農林水産業費国庫補助金。収入済額703万円。地籍調査費に係る国庫補助金となります。

5目、土木費国庫補助金。収入済額4億1,831万4,637円です。40、41ページをお願いします。主なものは、地方創生道整備推進交付金小坂・八竜地区道路改良1億2,160万6,000円と、9節の宅地耐震化事業補助金の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金1億171万2,826円、それに宅地耐震化推進事業拡充事業補助金1億569万3,234円になります。同じく5目、土木費国庫補助金繰越明許。収入済額9億1,975万582円です。主なものは、2節の住宅費補助金の災害公営住宅建設費補助金が6億7,429万1,000円、9節の宅地耐震化事業補助金の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金1億8,049万9,584円、それに宅地耐震化推進事業拡充事業補助金5,028万3,570円です。同じく土木費国庫補助金事故繰越。収入済額10億6,877万8,501円です。42、43ページをお願いします。主なものは、2節の住宅費補助金の災害公営住宅建設費補助金9億6,445万4,000円です。

6目、教育費国庫補助金。収入済額666万2,000円です。主なものは、1節の小学校費補助金の被災児童就学援助補助金が174万1,000円、2節、中学校費補助金の被災生徒就学援助補助金が124万5,000円、へき地児童生徒援助補助金が191万9,000円になります。同じく6目、教育費国庫補助金繰越明許。収入済額4,431万1,000円です。主なものは、1節の小学校費補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金3,730万8,000円です。

3項、委託金。1目、総務費委託金。収入済額22万3,557円です。44、45ページをお願いします。主なものは、中長期在留者住居地届出等事務委託費18万3,000円です。

2目、民生費委託金418万1,508円です。主なものは、基礎年金事務委託金289万7,776円です。

3目、土木費委託金。収入済額251万6,772円。これは樋門管理委託金となります。

16款、県支出金。1項、県負担金。1目、民生費県負担金。収入済額4億1,369万1,518

円です。主なものは、1節の児童福祉費県負担金のこどものための教育・保育給付費1億1,580万6,645円、6節の保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金9,433万2,963円と、後期高齢者医療基盤安定負担金5,043万4,160円です。47ページをお願いします。11節の児童手当県負担金4,285万499円になります。

3目、農林水産業費県負担金。収入済額205万2,000円です。主なものは、農業委員会交付金201万2,000円になります。

4目、災害復旧費県負担金。収入済額677万9,168円です。主なものは、査定設計委託費負担金629万9,000円になります。同じく、4目、災害復旧費県負担金繰越明許。収入済額3億1,576万5,118円です。これは、農地農業用施設災害復旧費負担金現年災、平成28年災、29年災になります。同じく、4目、災害復旧費県負担金事故繰越。収入済額303万1,457円です。農地農業用施設災害復旧費県負担金平成29年災になります。

2項、県補助金。48、49ページをお願いします。1目、総務費県補助金。収入済額2億961万9,000円です。主なものは、11節の平成28年熊本地震復興基金交付金2億632万2,000円になります。

2目、民生費県補助金。収入済額1億4,028万7,567円です。主なものは、1節、社会福祉費補助金の地域支え合いセンター補助金5,304万2,960円。51ページをお願いします。16節、熊本県地域医療介護総合確保基金補助金1,479万円になります。これは、上野分館、御船分館、秋只分館に係る改修工事費になります。

3目、衛生費県補助金。収入済額1億5,290万9,000円です。主なものは、12節、清掃費補助金の熊本地震災害廃棄物処理基金補助金1億4,589万7,000円になります。

4目、農林水産業費県補助金。収入済額1億370万4,049円です。主なものは、1節、農業費補助金の中山間地域等直接支払交付金4,721万2,919円。53ページをお願いします。多面的機能支払交付金3,264万3,000円になります。同じく、4目、農林水産業費県補助金繰越明許。収入済額2,404万9,000円です。担い手確保経営強化支援補助金になります。

5目、商工費県補助金。収入済額26万1,000円です。これは、熊本県消費者行政強化事業補助金となります。

6目、教育費県補助金。収入済額203万7,000円です。主なものは、2節、社会教育費補助金の地域学校協働活動推進補助金138万円になります。

54、55ページをお願いします。7目、土木費県補助金繰越明許。収入済額86万9,215円

です。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金になります。同じく、7目、土木費県補助金事故繰越。収入済額510万5,000円です。これも災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金になります。

3項、委託金。1目、総務費委託金。収入済額5,187万6,969円です。主なものは、2節の県民税徴収委託金2,611万1,557円、それに4節の選挙費委託金2,194万866円です。県知事、参議院、県議会議員選挙委託金となります。

2目、農林水産業費委託金。収入済額780万9,000円です。県営天君ダム管理委託金になります。

56、57ページをお願いします。4目、土木費委託金。収入済額50万円です。矢形川の雑草処理費になります。

6目、民生費委託金。収入済額469万8,000円です。これは、熊本地震災害に係る災害救助法適用事業委託金となります。

17款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、財産貸付収入。収入済額127万4,843円です。主なものは、普通財産土地建物貸付収入96万2,466円です。

2目、利子及び配当金。収入済額26万8,729円です。各種基金利子になります。

58、59ページをお願いします。2項、財産売払収入。1目、不動産売払収入。収入済額106万3,745円です。普通財産土地売払収入と甘木の仮設みんなの家の建物売払収入になります。

以上で、17款までの説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。15款、国庫支出金から17款、財産収入までについて、質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） それでは、38ページになりますが、小地域ネットワーク事業補助金とありますが、これはどういうものに使われているんですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

小地域ネットワーク事業補助金は、社会福祉協議会が実施されている事業ですが、各区で開催されている地域サロンや見守りネットワーク事業などに使われます。

○10番（田上 忍君） わかりました。あと同じページに、地籍調査の補助金があるんですけど、この金額というのは毎年変わらないんですか。なかなか進まないから、これはもっともらえればもっと進むかなと思ったんですが。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、地籍調査に係る国からの50%の補助額となっております。大体金額的には毎年変わらないぐらいです。

○10番（田上 忍君） ということは、ぼちぼちしか進まないということですね。

次50ページになります。熊本県地域医療介護総合事業補助金とありますけど、これはどういうもので、何に使われるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） この補助事業は、国が示す地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づいて、予算の範囲内で公民館や地区集会場の改修工事などを行う事業です。

○10番（田上 忍君） わかりました。また歳出でこれは聞きたいと思います。

それからもう1つ、その下に田代西部地区の百歳クラブですか、これに対しても補助金があるんですが、これはどういうものなのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） これは県の補助事業になります。中山間地域にさまざまな社会資源が少ないということで、社会資源を作り出すという事業に使える補助事業です。

○10番（田上 忍君） これは、中山間地だけにしか出ない補助金ということでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） そのとおりです。

○10番（田上 忍君） わかりました。では、52ページですが、水俣に学ぶ肥後っ子教室とあるんですけど、これはどういうものなのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 5年生を対象に、水俣に環境学習に行っております。その際の車借上料の半額を国が補助するものです。

○10番（田上 忍君） すると、これは毎年5年生がずっと行くということによろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君） 毎年行っております。

○10番（田上 忍君） もう1つです。熊本の学び研究室、これに20万円ありますが、これは何か昨年より減っているような気がします。何でしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） これは、平成31年と令和元年度の2カ年、県の指定で行った事業です。金額は2年間同じ金額の20万円です。

○4番（福本 悟君） お尋ねします。57ページ、17款の財産収入になります。土地建物貸付収入の中の普通財産土地建物貸付収入96万2,466円、前年比で8万2,400円増えております。その要因をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは、普通財産の貸し付けということで、今回増えた分につきましては、土地が2カ所増えた関係で金額が上がっております。合計しますと、土地が6カ所、建物2カ所ということで、8カ所の貸し付けを今行っているというところで、2カ所増えております。

○4番（福本 悟君） 59ページになります。目の不動産売払収入の中の、土地売払収入で普通財産の土地売払収入7筆、95万5,875円となっております。どういうものでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） これは里道、水路が主になります。法定外水路、法定外のもので。それで、用途廃止に伴う払い下げということになります。

○9番（福永 啓君） 何点か質問します。37ページ、プレミアム商品券ですが、これは予算が国と調定額に相当開きがあります。決算では確定していると思うんですが、御船町における対象者は何人で、結局、実際対象者のどれくらいの方が利用したのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

このプレミアム付商品券事業につきましては、消費税の引き上げに伴う低所得者、それから子育て世帯への影響を緩和し、町内における消費喚起を下支えすることを目的に実施されたものであります。対象を非課税世帯及び対象期間内に生まれたお子様がいらっしゃる子育て世帯に限定したものであります。非課税世帯の対象者数が3,828人、子育て世帯の対象者数が480人、合計の4,308人が対象者数となります。最終的な販売冊数が7,423冊でしたので、販売率としまして34.46%となっております。

○9番（福永 啓君） わかりました。38ページ、これはさっきの話とかかわってくるかなと思うんですが、子ども・子育て支援臨時交付金です。そもそも幼児教育の無償化の実施に要する経費について、消費税10%の引き上げに伴い地方へ配分される消費税の増収分が、最初は2カ月しかないものですから、わずかなものだから、でも実施は先にするものだから、その要する経費について国が負担しようという経緯だったと思います。それが、予定されていた予算額と調定額と、調定額と支出は一緒なんですけれども、それが相当離れています。この理由はなぜでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

保育料は各市町村それぞれです。保育料も決定する際に各自治体の財政力で決まるんですけれども、県からの調査依頼で、国基準額も財政力大小かわかわらず、高い設定でしてあるんですけれども、国の基準額で提出をしてくれと、調査をしてくれということで、この差が出てきて、約3,800万円ぐらいですか。今回が2,300万円という差になりました。

○9番（福永 啓君） 最初は国がこうするからということで、算定基準額自体、基準が、実態はあってなかったということですね、実態とは。はい、わかりました。

次、50ページ、婚活少子化対策総合交付金というのがあるんです。婚活事業というのは別に書いてありますから、なるほどと思うんですが、それ以外に、少子化対策総合交付金の用途というのは、どのようなものに充てて、どのような効果があっているのでしょうか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） この少子化対策事業につきましては、令和元年10月から事業が開始されまして、熊本県の少子化対策総合交付金を使いまして、結婚する夢チャレ結婚チャレンジ事業を企画財政課がこれをしました。また一般の不妊治療、人工授精関係もうちで執り行っている事業の一環として進めております。

○9番（福永 啓君） 不妊治療にこれを使ったということと、実際にこれは決算に出ているから、何か事業をしているわけですね。今聞きとりにくかったんですが、実際に御船町が何という事業をしたのか、あと1回、答えてもらってよろしいでしょうか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 少子化対策におきまして、一般不妊治療費の助成事業としまして、うちは去年3組ほど、昨年実績がございます。1組が無事に出産をされているという報告を受けております。

○9番（福永 啓君） 御船の実績としては、現状の中から、不妊治療をこれで行ったということによろしいですね、3組。

次、56ページ、これは実は62ページにもかかわってはくるんですが、昨今の超低金利社会により利子歳入が相当減っていますよね。10年前から比べると何十分の1、金額にしても何百万円単位で減っているんで、一見するとこれは62ページ、まだ行っていませんけど、同じように町の貯金の利子があって、そこもまた同じように10年前からすると圧倒的に減ってきています。これを素人が一見すると歳入が減ったと、すると御船の財政にとってもマイナスのようにも見えるんですが、実際に減っているということは、御船町の財政上はマイナスなんですか。

○会計管理者（上村清美君） お答えします。

平成21年度当時は資金に余裕があり、短期間での定期預金に預けるなどして資金運用を行ってまして、財政調整基金を10億円ほど定期として預けてあり、その利率が0.75%と高く、約610万円の利子がありました。熊本地震後は復旧・復興の工事費等に多額の費用を要することになり、資金に余裕がなくなり、財政調整基金は普通預金での一時運用とし

て資金繰りを行いました。また、近年の定期預金の利率は0.01から0.08と、0.1より低くなっていますので、利子としての収入は下がっています。今後、資金に余裕ができれば定期預金に預けるなど効率的な資金管理を行っていきます。

○9番（福永 啓君） 私が一見と申し上げたのは、確かにそうです、減っています。一方、逆に御船町は預けているお金よりもはるかに借りているお金が多いわけです。そうすると、この低金利の社会というのは、私が知りたかったのは、すみません、ちゃんと書いてなかったから悪いんですけど、ここの利子の収入で何百万円も減っていますよね、両方で合わせたら相当減っています。それよりも、はるかに、もしかしたらその超低金利社会によって、私たちは借りているほうが多いわけですから、利子負担が逆に減っている可能性があると思ったんです。利子負担が減っているので、財政的には超低金利というのは、今は御船町にとって財政上プラスになっている面があるんじゃないかなとも思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○会計管理者（上村清美君） 一時借入金は会計でお答えできますが、一応借入金の際にも利率が下がっております。なので、そこはプラス・マイナスというか、あまり変わらないと思います。すみません。あとは財政課でお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、会計課長が言われたように、今は低金利です。ですので、預けるより、今は特に熊本地震関係でも大きな事業をやっています。国庫補助金もありますけれど、やはり地方債も借りますので、その借りるのは低金利の今借りたほうがよろしいと思いますので、預けるより今借りるのが利子が安いので、そちらで運用しているという形になります。

○9番（福永 啓君） すみません、質問がわからなくて。だから、私は総合的に、実は今の低金利社会というのは町にとってプラスかマイナスかというのをお聞きしたかったのですよ。そういう理解でよかったですね。どうやら今の話をお聞きすると、ということをお聞きしたかったんですけど、いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今低金利ですので、町としてはこちらが有利だと思います。

○5番（田上英司君） 確認ですが、先ほど田上忍議員の質問の中に、39ページ、地籍調査で700万円ほど、「これはぼちぼちしかでけんですね」という話でしたが、これは国の補助金ですよ。県の補助金が、53ページに350万円ほどあります。合わせると1,000万円を超えます。ぼちぼちしかでけんですねと田上忍議員が言われたことに対して、執行部はその

とおりに言わんばかり、黙っておられましたが、国も県も、そしてまた町独自もありやせんかと、かなりの金額を予定されておるようです。そこを確認です。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

田上議員の御指摘のとおり、現在熊本地震に係る座標の修正作業に当たっております。その座標修正が今かかっているわけではございますが、前回の議会の中でも質問がありましたように、令和３年度から本格的な調査に入るということで、今事業計画を作成いたしまして、県に近々予算要求等を行うというところで今動いております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

続いて、18款、寄附金から22款、町債までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、58、59ページをお願いいたします。まず、18款、寄附金。１項、寄附金。１目、一般寄附金。収入済額６億7,130万3,827円です。一般寄附金が264万109円と、ふるさと納税寄附金が６億6,866万3,718円になります。

４目、教育費寄附金。収入済額１万6,800円です。恐竜博物館の寄附金になります。

19款、繰入金。１項、１目、特別会計繰入金。収入済額1,639万3,861円です。介護特別会計からの精算返納金になります。

２項、基金繰入金。１目、財政調整基金繰入金。収入済額２億36万3,000円です。60、61ページをお願いします。５目、減債基金繰入金。収入済額1,105万円です。

10目、ふるさと応援基金繰入金。収入済額４億2,862万1,733円です。同じく、10目、ふるさと応援基金繰越明許。収入済額1,699万5,600円です。

11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金。収入済額1,097万465円です。同じく、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金繰越明許。収入済額1,913万1,760円です。

12目、恐竜博物館振興基金繰入金。収入済額205万3,240円です。

13目、公共施設等整備基金繰入金。収入済額1,050万5,000円です。

20款、繰越金。１項、１目、繰越金。63ページをお願いします。収入済額５億1,594万3,196円です。同じく、１目、繰越金繰越明許。収入済額１億6,611万円です。同じく、１目、繰越明許事故繰越。収入済額1,513万5,075円になります。

21款、諸収入。１項、延滞金、加算金及び過料。１目、延滞金。収入済額189万2,107円です。住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税の延滞金になります。

２項、１目、町預金利子。収入済額１万4,988円です。普通預金の利子になります。

3 項、貸付金元利収入。1 目、災害援護資金貸付収入。収入済額978万8,107円です。熊本地震に伴う災害援護資金償還金になります。

64、65ページをお願いします。4 項、受託事業収入。1 目、農業者年金業務委託金。収入済額30万600円です。5 目、農地中間管理機構特例事業事務委託金。収入済額 2 万8,000円です。

5 項、3 目、過年度収入。収入済額1,431万3,655円です。主なものは、平成30年度障害者医療費国庫負担金284万4,725円と、平成28年度震災復旧対策経営体育成支援事業127万2,000円になります。

66、67ページをお願いします。4 目、雑入。収入済額8,849万6,220円です。主なものは、派遣職員給与返納1,731万4,057円、市町村振興協会交付金535万4,941円。69ページをお願いします。恐竜グッズ販売収入2,188万7,040円、それに特別展の特別展開催負担金返還収入1,000万円です。

70、71ページをお願いします。22款、町債。1 項、町債。1 目、総務債。収入済額790万円です。これは、庁舎エレベーター等の設置事業債となります。

2 目、農林債。収入済額800万円です。主なものは、森林管理道改良工事林道赤松線710万円です。

3 目、土木債。収入済額 1 億5,490万円です。主なものは、1 節の道路橋梁整備事業債の地方創生道整備推進交付金事業、小坂八竜地区道路改良 1 億940万円。73ページをお願いします。13節、木造仮設利活用事業債で1,820万円になります。同じく、3 目、土木債繰越明許。収入済額 3 億5,650万円です。主なものは、災害公営住宅建設事業債 3 億4,060万円になります。同じく、3 目、土木債事故繰越。収入済額 3 億5,300万円です。災害公営住宅建設事業債となります。

4 目、消防債。収入済額5,250万円です。消防施設整備事業債となります。同じく、4 目、消防債繰越明許。収入済額 1 億2,310万円です。防災備蓄センター事業債が1,710万円と、消防施設整備事業債が 1 億600万円になります。

5 目、臨時財政対策債。収入済額 1 億8,726万2,000円です。

6 目、災害復旧事業債。収入済額 2 億2,760万円です。主なものは、9 節の宅地耐震化事業債の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業債が 1 億550万円、宅地耐震化推進事業拡充事業債、75ページをお願いします。1 億1,200万円です。同じく、6 目、災害復旧事業債

繰越明許。収入済額 5 億 2,290 万円です。主なものは、1 節の公共土木施設災害復旧事業債の単独災害復旧事業債が 2 億 3,540 万円。9 節の宅地耐震化事業債の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業債が 1 億 8,337 万円になります。同じく、6 目、災害復旧事業債事故繰越。収入済額 1 億 3,610 万円です。主なものは、1 節、公共土木施設災害復旧事業債の単独災害復旧事業債 2,460 万円と、9 節の宅地耐震化事業債の砂防効果促進事業債 7,940 万円です。

7 目、教育債繰越明許。収入済額 2 億 1,210 万円です。77 ページをお願いします。これは、学校教育施設事業債の小学校空調設備事業 1 億 8,620 万円になります。

以上で、歳入合計、収入済額 149 億 1,678 万 4,033 円になります。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。18 款、寄附金から 22 款、町債までについて、質疑はありませんか。

○3 番（宮川一幸君） 1 件、確認いたします。ふるさと納税の事業についてお伺いします。今まで一般質問で何回か、歳入とかいろいろ説明があって、大変職員の皆様の頑張りは見えているんですが、今年の予算で 7 億円という形で予算計上されていたと思います。このふるさと納税は一般財源の本当に大事な財源と思いますが、今後どの程度ふるさと納税を、7 億円から 8 億円、9 億円とか、目標はどのくらい持っていっていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和 2 年度の当初予算 7 億円を予算化しました。企画財政課には財政係とふるさと納税を担当するコミュニティ推進係、そして企画係と企業誘致係があります。ここ 4 係ですべて協力して自主財源を増やそうということで、12 月補正もしくは 10 月補正、11 月補正あたりで数億円これにプラスして補正をする予定であります。将来的には、御船町の今大きな自主財源がふるさと納税でありますので、このふるさと納税に力を入れて、今後 10 億円以上の財源確保に努めていきたいと思っております。

○3 番（宮川一幸君） 今、大変心意気を感じましたので、しっかり頑張ってください。よろしくをお願いします。

○9 番（福永 啓君） 3 点、お聞きいたします。58 ページ、同じくふるさと納税ですが、本当に議員の皆さんも、これが新しい、これは 10 年前から始まったんです、制度自体は。し

かし、藤木町政になってから爆発的に増えたふるさと納税ですが、なかった時期を今の財政の皆さんは知っていらっしゃると思います。1円もなかった時期を。そして増えてきた時期。そして今は6億円ぐらいある。財政当局として、これはどういう、実際に、これを知りたいんです。どのように変化して、どれだけ皆さんが財政を、予算を立案する上でどのようにこれを使われていて、どのような感想をお持ちなのかと。ここは助かっている、これはこうと。そして、将来にこれがないと困ってしまうようになってしまっているとかですね。そのような実感をぜひお聞かせいただきたいと思うんですけど。このない時期とある時期を知って、今あって、そして実際に予算を編成しているわけですから。その御感想を、思いをお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今の質問は、収入がなかった場合と、現在そういうあって、その比較分析のような形でよろしいでしょうか。はい。

まず、ふるさと納税の寄附がなかった場合ということで、現在の予算と比較しましても、住民からの要望等とか政策的な事業等、支出が少なくなりまして、住民サービスが低下していた恐れがあります。もしふるさと納税がなかったら、こういう収入がなかったら。

一方で、このふるさと納税がニュース等でも多く取り上げられるようになりまして、また本町の魅力ある地場産品ですが、少しずつ全国に広まってきたこともありまして、御船町に対するふるさと納税の寄附額が毎年増額することを見込んでおります。今後も、このふるさと納税の動向には注視しつつ、多くの寄附を確保することで、引き続き住民サービスの向上を図れるよう、誠意努力していきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） やはり、これが出てきたことによって、財政当局として予算を編成するときに、随分やはり、「ああ、助かるな。これがあつたから、やりたいことができるな」という、そういう実感があるということでよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和2年度の当初予算でもありましたように、今までは財政調整基金を取り崩して予算編成をしておりました。ところが、平成2年度の当初予算は財政調整基金に替わりまして、このふるさと納税を財源として充てて予算編成をしたところです。これは自主財源ですので今後これを増やすことによって住民サービスと地域等の要望等には応えていけるものと考えています。

○9番（福永 啓君） 当初の中期財政見通しで、実は数年前に立てられた中期財政見通しで

次、60ページ、今回の決算で初めて出てきたんですけど、公共施設整備基金です。実際に歳出でも出ていますね、計画では。これなんです、具体的に充てる用途、そういうのは今計画していらっしゃるのか、将来的にです。これは将来的だから、具体的にこれにしたいからこれを始めたんですとか、計画の中でこれが出てきたので、この学校とかこういうところに充てようと思っっていますとか、そういう、将来的な用途とか、そういうのは想定していらっしゃるところがあるのでしょうか。

公共施設等整備基金は皆さん御存じのとおり、町営住宅も今老朽化しております。そしてまた本庁舎も、そしてもう1つ、学校教育施設です。小中学校の校舎、これも非常に老朽化しております。そのため、去年から御船町総合基本計画、それを策定して、その後、今個別計画あたりも策定しています。その中で、建て替えに幾ら費用がかかるとか、何年に建て替えが必要とか、それを概算していますので、それを踏まえて、もうそろそろ今からためておかなければいけないということで2年前からこれを行っています。今、5,100万円ほどしかたまっておりませんが、今後この計画をもとにより一層これに蓄えていきたいと考えています。

最後です、62ページ、繰越金です。繰越金のうち繰越明許は用途は決まっていて、事故繰越もそうなのですが純繰越、この用途は基本的に積み立てるとか、あと繰上償還等にしかならないという縛りがある形だと思うんですけども。ただ、町債の繰上償還、これがしばらく行われてない。前に時々行われていたときがあったんですが、ここしばらく行われてないなと思うんですが。今回繰越金、結構額はあるんですが繰上償還等に使う予定はないのでしょうか、将来的にも。

財政調整基金への積み立ての原資のほかに、これは補正予算案での突発的な需要がある

際に、財源を補填するために今は活用しております。また、先ほどの質問にもありました地方債の繰上償還への活用も検討はしておりますが、補正予算などで繰越金を全額活用しているから、現時点ではなかなか繰上償還までには、活用には至っていないのが実状です。

○9番（福永 啓君） これはさっきの話と通じるんですけど、今は超低金利社会です。だから、昔からやっていた、もしかしたら高い金利のものが残っているんじゃないかと、そういうのをさっさと繰上償還してしまって、何かできないのかなとは思ったところです。もし、高い金利が残っているのがあったら、これは無駄ですので、さっさと繰上償還していただきたいなと思います。

○2番（井藤はづき君） 先ほども話題に上がっていた決算書60ページの公共施設等整備基金の話の中で、個別計画を今作成中ですということでしたけれども、そちらはいつ頃完成の予定なのか。そして、完成したら委員会等で見せていただけるのか。その点をお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

個別計画です。これは総合管理計画の中で今策定を行っているところです。これの策定につきましては、令和2年度まで策定を終えることになっております。今年度策定を終えるということで、本年度で計画しております。

今回につきましては、学校施設、住宅、橋梁を除く建物系の公共施設を対象としております。主に、カルチャーセンター、スポーツセンター、博物館、公民館、保育園が対象施設と考えております。

既に、平成30年度までに庁舎、保健センター、第1分庁舎、第2分庁舎については策定済であります。また、この計画が策定できた時点では機会を見つけまして、こういった形になるかわかりませんが、皆様方に御説明はしたいと思っております。

○5番（田上英司君） 67ページの4目、雑入ですが、ここの中で2点御説明いただきたい。

1つは、派遣職員等の給与返納で1,700万円ほど計上されております。もう1つは、その3つ下、消防団事務費で11万円ほど、この2点について、内容を説明いただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） まず1点目ですけれども、派遣職員給与返納分ということで、これは町の職員を3名派遣しております。派遣団体が上益城広域連合、それと熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会、それと熊本県後期高齢者医療連合に3名の職員を派遣し

ております。その職員の給与の返納分という形になっております。

それと、消防団事務費ということで、今御質問がありましたが、これにつきましては、今詳細に資料を持ち合わせておりませんので、調べさせていただきます。

○10番（田上 忍君） 70ページですが、自然災害防止事業費とありますけど、これはどういうふうに使うものですか。

○建設課長（野口壮一君） 緊急傾斜地崩壊対策事業の負担金が出てきた分になります。小坂の急傾斜地ブロックをしていただいた分です。その分の負担金の分を起債で充てているところですよ。

○10番（田上 忍君） わかりました。ではもう1点です。77ページになります。御船中学校の環境整備事業とありますが、これはどういうものを行ったのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 令和元年度には肢体不自由の生徒の入学に合わせて、エレベーターの整備と多目的トイレ、また校舎のバリアフリー化を図っております。それに対しての環境整備事業ということで起債に上げております。

○11番（藤川博和君） 77ページです。収入未済額が1億5,900万円ばかりありますけど、この内訳の説明をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、前町長に対する損害賠償金です。これが約1億円、9,279万3,000円。事業会社の前社長に対する補助金の目的外使用に係る損害賠償金が1,462万9,679円となっております。その他は住宅とかいろいろな使用料の未収入額になります。

○11番（藤川博和君） ということは、利子は含まれてないのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 昨日、福永議員からもありましたように、ある程度利子は発生しています。その利子は加えておりません。

○11番（藤川博和君） ということは、この収入未済額が町に回収できるのは大体いつ頃になりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今後は、その回収に向けて私たちも頑張っていきたいと思っております。ただ、まだいろいろ考えがありますけれど、弁護士と相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） さっきの消防費は明日でよろしいですか。

○5番（田上英司君） はい。個人的にでも結構です。

○学校教育課長（西本和美君）　すみません、先ほどの水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金についての答弁の中で国補助と申しましたが、県の補助金の誤りです。申し訳ありませんでした。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 3 6 分　延　会